

葛城市地域福祉計画

葛城市地域福祉活動計画

人と **か**かわり

つながることで

自分 **ら**しく暮らせるまち

かつら **き**

素案

目 次

葛城市地域福祉計画 葛城市地域福祉活動計画

第1章 地域福祉計画策定の趣旨	1
第1節 地域福祉計画の役割	1
第1項 「地域福祉」の意味	1
第2項 「地域福祉」の取り組み	1
第2節 葛城市的現状	2
第1項 葛城市を取り巻く状況	2
第2項 市民アンケート調査から見た現状	12
第3節 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」	21
第1項 計画策定の背景	21
第2項 計画の位置づけと関連計画との関係	22
第3項 計画期間	23
第4項 計画の策定体制	23
第2章 計画推進の方向性	24
第1節 地域福祉推進の基本方針	24
第2節 市民と市社会福祉協議会の取り組み	25
第3節 地域福祉推進の基本的な考え方	25
第1項 基本理念	25
第2項 基本目標	26
第4節 葛城市における地域福祉の課題	28
第1項 重要課題	28
第2項 地域福祉の活動区域	29
第3項 地域福祉における4つの助	30
第5節 計画推進における主な担い手の役割	31
第6節 持続可能な開発目標（SDGs）の実現	33
第7節 計画推進の体制	34
第1項 計画の推進体制	34
第2項 計画の検証・評価	34
第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策	35
基本目標1	36
基本施策1 みんなの顔の見える関係づくりの推進	38
基本施策2 地域での孤立をなくす取り組みの実施	40
基本施策3 福祉に関する情報発信や知る機会等の充実	42

基本施策4 SOS を発信しやすい環境づくりの推進.....	44
基本目標2	46
基本施策1 地域福祉を担う仲間づくり	48
基本施策2 身近な相談支援ネットワークの構築	50
基本施策3 災害時にひとりも取り残さない取り組みの推進	52
基本施策4 誰もが安心して暮らせるしくみづくり	54
基本目標3	58
基本施策1 社会参加を通じた、愛着のある地域づくりの推進	60
基本施策2 オンラインを活用した情報発信とコミュニティ形成の支援の実施 ..	62
基本施策3 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進	64
基本施策4 地域の未来を支える多様な担い手づくり	66
第4章 葛城市成年後見制度利用促進基本計画	68
第1節 計画策定の背景	68
第1項 成年後見制度利用促進基本計画について	68
第2項 成年後見制度について	69
第3項 国の基本計画の概要	69
第4項 計画の位置づけ	70
第2節 計画の基本的な考え方	71
第1項 基本方針	71
第2項 基本目標	71
第3節 成年後見制度利用促進基本計画の施策	72
第1項 成年後見制度の普及及び啓発	72
第2項 成年後見制度の利用促進支援	73
第3項 地域連携のネットワーク構築	74
資料編	75
用語集	77
計画策定の過程	81
葛城市地域福祉計画策定委員会設置要綱	82
葛城市地域福祉計画等策定委員	83



葛城市地域福祉計画



葛城市地域福祉活動計画



第Ⅰ章 地域福祉計画策定の趣旨

第Ⅰ節 地域福祉計画の役割

第Ⅰ項 「地域福祉」の意味

みなさんはどうのような地域で暮らしたいですか。
「笑顔あふれる地域」「お互いが助け合える地域」「困った時に手助けをしてくれる人がたくさんいる地域」等、様々な地域の理想がありますが、このような地域では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる仕組みや環境が充実しています。

これが「地域福祉」です。

近年、少子高齢化や核家族化の進行等や社会情勢の変化により、様々な生活課題があり、これを行政だけで対応することは難しくなってきています。

そこで、本市では国の動向や本市の現状を踏まえ、葛城市地域福祉計画を策定し、「地域福祉」の主人公である地域住民のみなさんと一緒に地域福祉施策を推進することで、それが役割を持ち、支え合いながら、公的な福祉サービスと協働する「地域共生社会」の実現とともに福祉のまちづくりを推進していきます。

第Ⅱ項 「地域福祉」の取り組み

（1）地域共生社会の実現に向けた取り組み

人々の生活様式の変化やそれに伴う生活課題が複雑・多様化する中、制度や分野ごとの縦割りでは解決できない問題に対応するとともに、社会的孤立や排除への対応、また、地域における「つながり」の強化を行い、誰もが自分らしく暮らしやすく、活動・活躍できる社会の実現を目指します。

（2）分野ごとの福祉制度の狭間を補完する取り組み

多くの人を対象としている福祉サービスでは、個々の事例に対し、十分に対応しているとは限りません。地域福祉の取り組みを通し、行政の福祉サービスを補完する役割を期待するとともに、新たな福祉サービスのあり方を模索し、地域住民主体による福祉のまちづくりの実現を目指します。

（3）安心・安全の暮らしを守る取り組み

自然災害の発生に備え、日ごろから地域住民間の顔の見える関係を築くことで、被害を最小限に抑え、迅速な避難や安否確認が円滑に行える地域づくりを目指します。

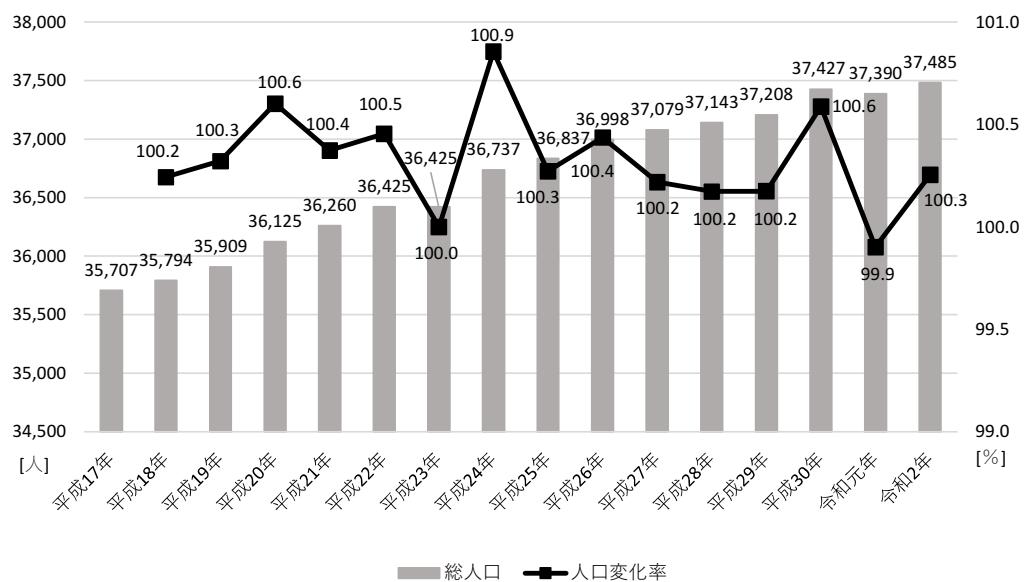
第2節 葛城市的現状

第1項 葛城市を取り巻く状況

(1) 人口の推移

①総人口の推移

本市の総人口の推移を見ると、平成17年の35,707人から令和2年に至るまで増加傾向となっており、平成17年から令和2年の15年間では1,700人以上の人口が増加しています。

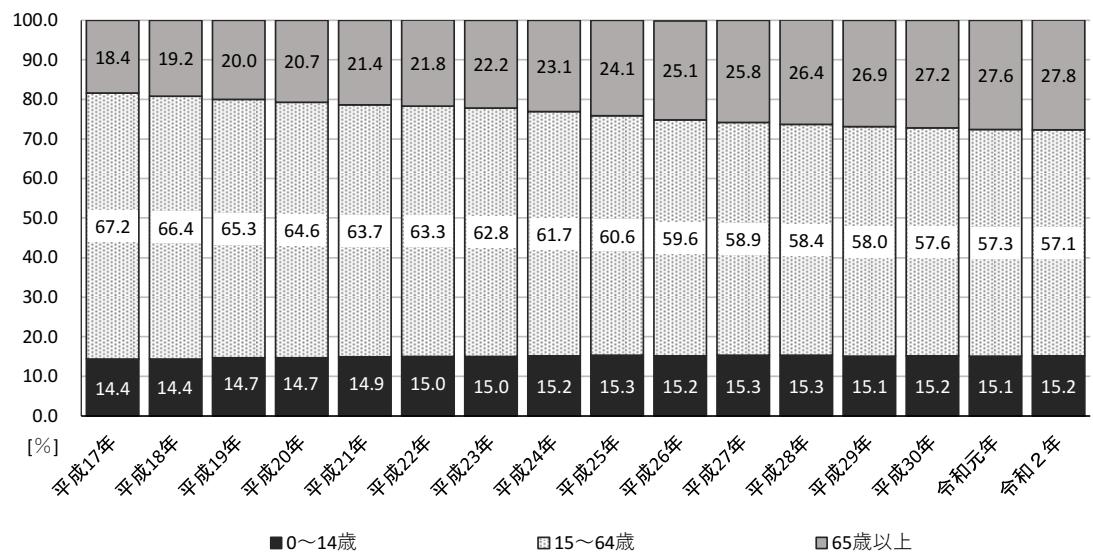


年	総人口 (単位:人)	人口変化率 (単位:%)	年	総人口 (単位:人)	人口変化率 (単位:%)
平成17年	35,707	—	平成25年	36,837	100.3
平成18年	35,794	100.2	平成26年	36,998	100.4
平成19年	35,909	100.3	平成27年	37,079	100.2
平成20年	36,125	100.6	平成28年	37,143	100.2
平成21年	36,260	100.4	平成29年	37,208	100.2
平成22年	36,425	100.5	平成30年	37,427	100.6
平成23年	36,425	100.0	令和元年	37,390	99.9
平成24年	36,737	100.9	令和2年	37,485	100.3

出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

②年齢3区分人口

年齢3区分人口で見ると、0～14歳人口の割合はほぼ横ばいで推移し、15～64歳人口の割合は減少傾向にあります。一方、65歳以上人口の割合は増加傾向にあります。

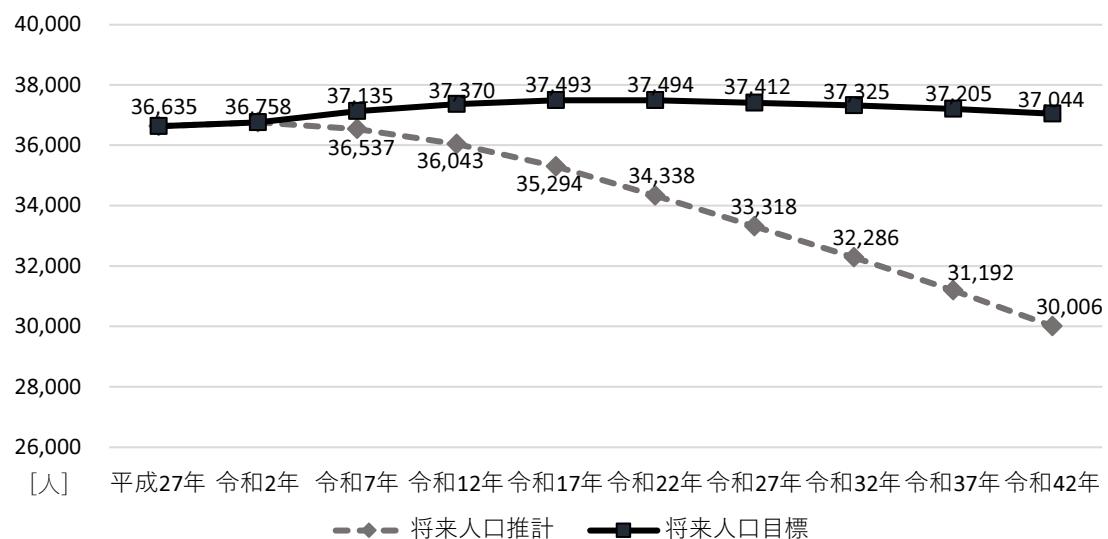


年	0～14歳 (単位: %)	15～64歳 (単位: %)	65歳以上 (単位: %)
平成17年	14.4	67.2	18.4
平成18年	14.4	66.4	19.2
平成19年	14.7	65.3	20.0
平成20年	14.7	64.6	20.7
平成21年	14.9	63.7	21.4
平成22年	15.0	63.3	21.8
平成23年	15.0	62.8	22.2
平成24年	15.2	61.7	23.1
平成25年	15.3	60.6	24.1
平成26年	15.2	59.6	25.1
平成27年	15.3	58.9	25.8
平成28年	15.3	58.4	26.4
平成29年	15.1	58.0	26.9
平成30年	15.2	57.6	27.2
令和元年	15.1	57.3	27.6
令和2年	15.2	57.1	27.8

出典：住民基本台帳（各年10月1日現在）

③将来人口推計

今後本市が、特段の人口減少対策を行わなかった場合、令和42年では30,000人程度まで減少すると推計されています。そのため本市では、人口減少に歯止めをかけ、長期的・継続的に人口を維持していくための目標や方向性について記載した人口ビジョンを策定しており、令和42年の将来人口目標を37,044人と定めています。

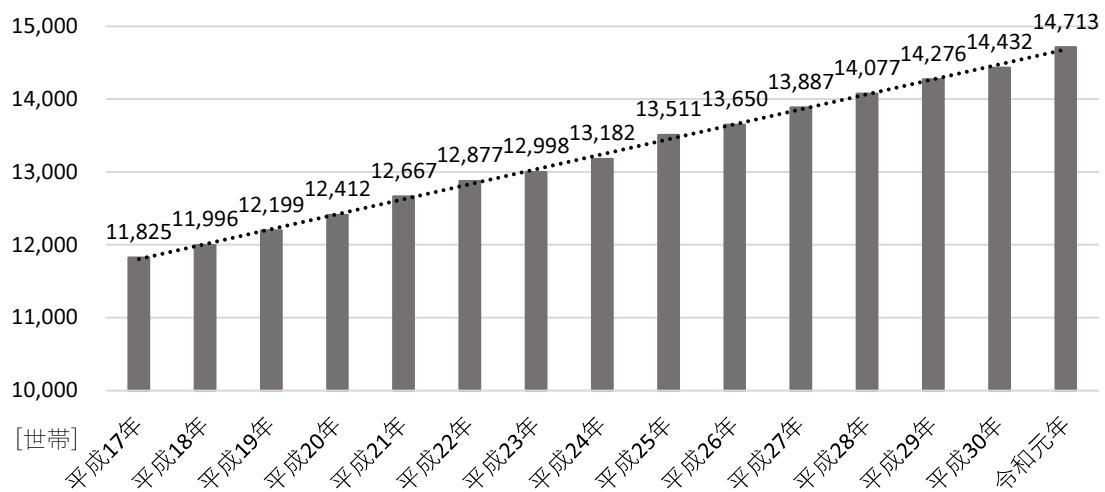


年	将来人口推計 (単位: 人)	将来人口目標 (単位: 人)
平成 27 年	36,635	36,635
令和 2 年	36,758	36,758
令和 7 年	36,537	37,135
令和 12 年	36,043	37,370
令和 17 年	35,294	37,493
令和 22 年	34,338	37,494
令和 27 年	33,318	37,412
令和 32 年	32,286	37,325
令和 37 年	31,192	37,205
令和 42 年	30,006	37,044

出典：葛城市人口ビジョン

（2）世帯数の推移

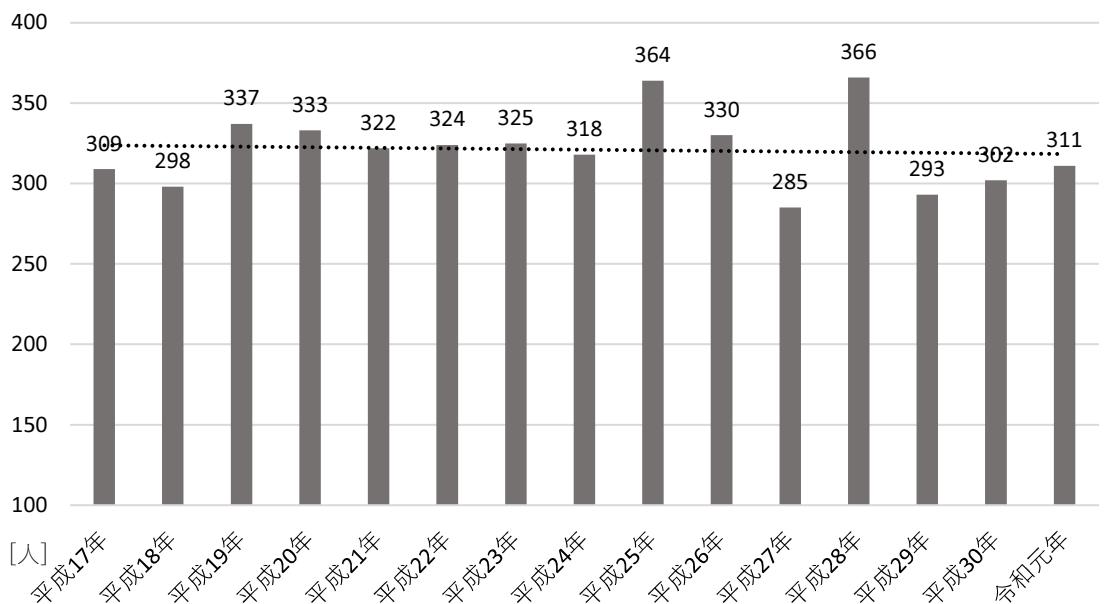
本市の世帯数は合併以降、年々増加傾向にあり、平成17年に11,825世帯であった世帯数は令和元年では14,713世帯と約1.24倍となっています。



出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

（3）出生数の推移

出生数は平成17年以降300人前後を推移しています。平成27年、平成29年では300人を割り込みましたが、直近2年間は300人台から310人台とやや持ち直しています。

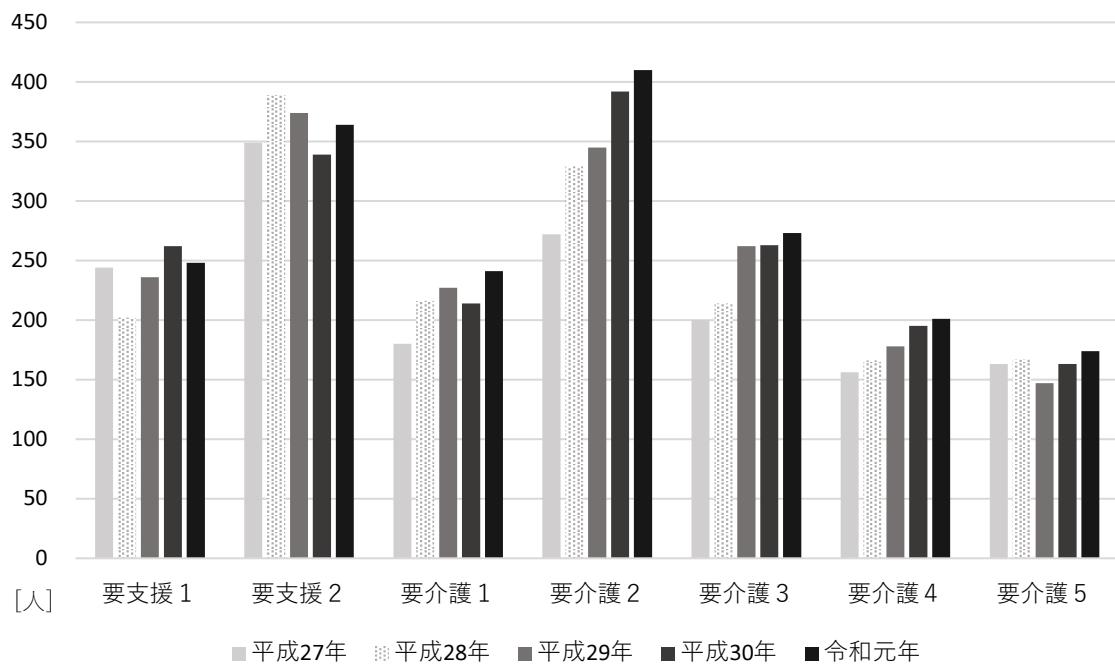


出典：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

(4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援認定者数では、要支援1が250人程度、要支援2が350人程度で推移しています。

要介護認定者数では、要介護1から要介護5までの全ての認定区分において、年々増加傾向となっています。



(単位：人)

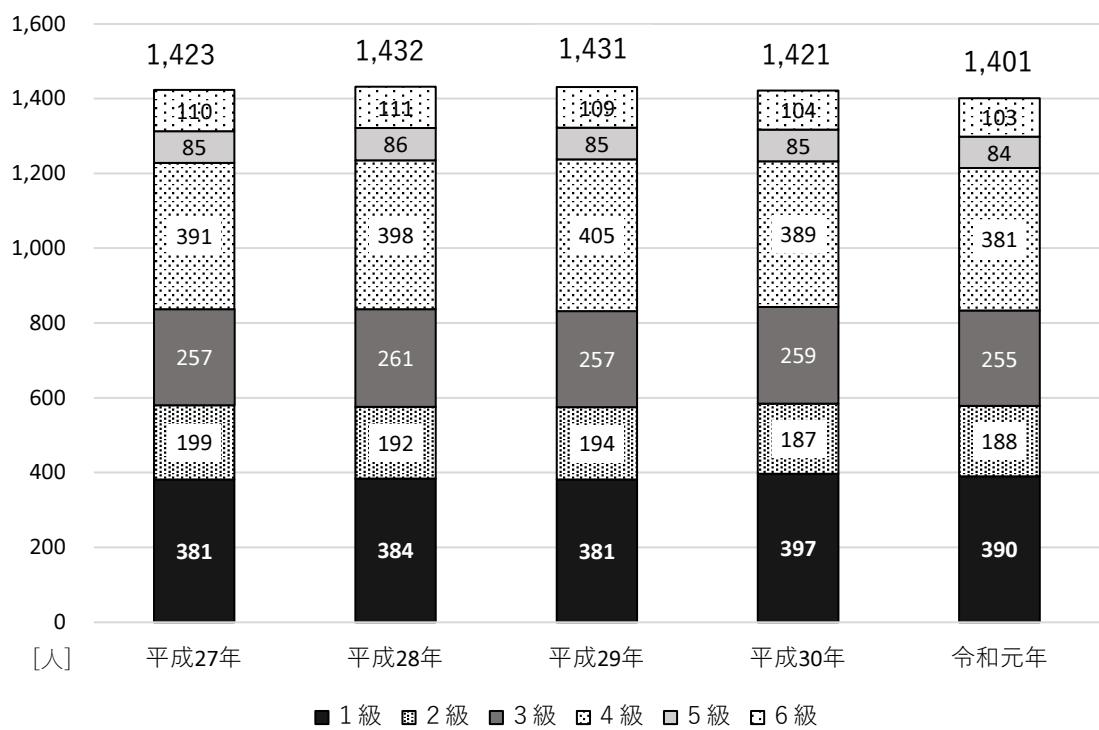
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成27年	244	349	180	272	200	156	163
平成28年	202	389	216	329	214	166	167
平成29年	236	374	227	345	262	178	147
平成30年	262	339	214	392	263	195	163
令和元年	248	364	241	410	273	201	174

出典：長寿福祉課（各年4月1日時点）

(5) 障がい者手帳所持者の推移

①身体障がい者手帳

身体障がい者手帳では、この5年間で手帳の等級別の割合に変化は見られません。1級と4級が多い傾向にあります。



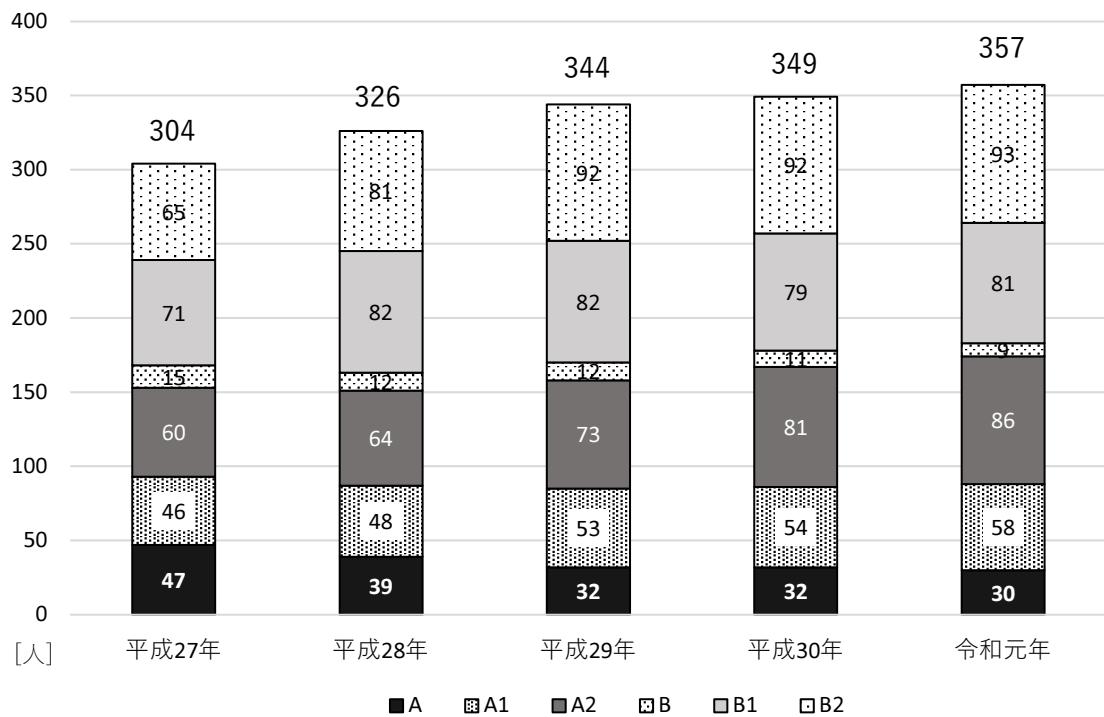
(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
平成 27 年	381	199	257	391	85	110
平成 28 年	384	192	261	398	86	111
平成 29 年	381	194	257	405	85	109
平成 30 年	397	187	259	389	85	104
令和元年	390	188	255	381	84	103

出典：社会福祉課（各年3月末時点）

②療育手帳

療育手帳では、年々所持している人が多くなっている傾向にあります。判定別に見ると、AI（最重度）、A2（重度）、BI（中度）、B2（軽度）の区分で増加傾向となっています。



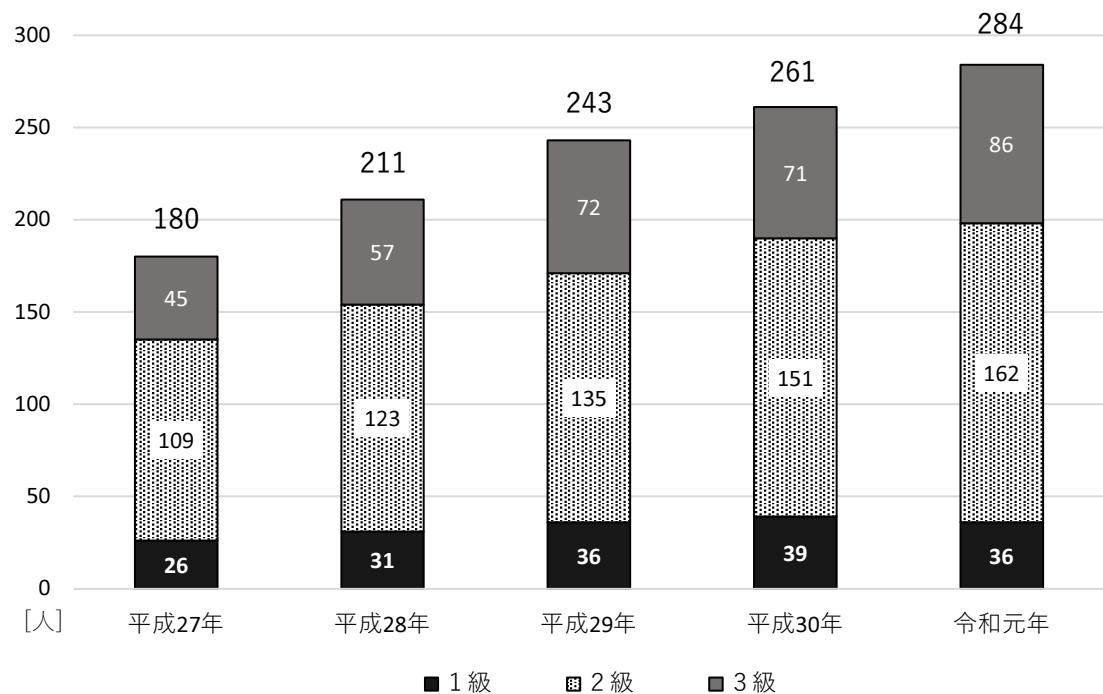
	A	AI	A2	B	BI	B2
平成 27 年	47	46	60	15	71	65
平成 28 年	39	48	64	12	82	81
平成 29 年	32	53	73	12	82	92
平成 30 年	32	54	81	11	79	92
令和元年	30	58	86	9	81	93

出典：社会福祉課（各年 3月末時点）

※平成 22 年 6 月に区分表記が変更され、A、B の 2 区分から AI、A2、BI、B2 の 4 区分に変更されています。現在、再判定や再交付申請をしていない人もいるため、図表では旧区分も含めた 6 区分で表記しています。

③精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳では、所持者が年々増加傾向にあり、各級とも増加の傾向にあることがわかります。



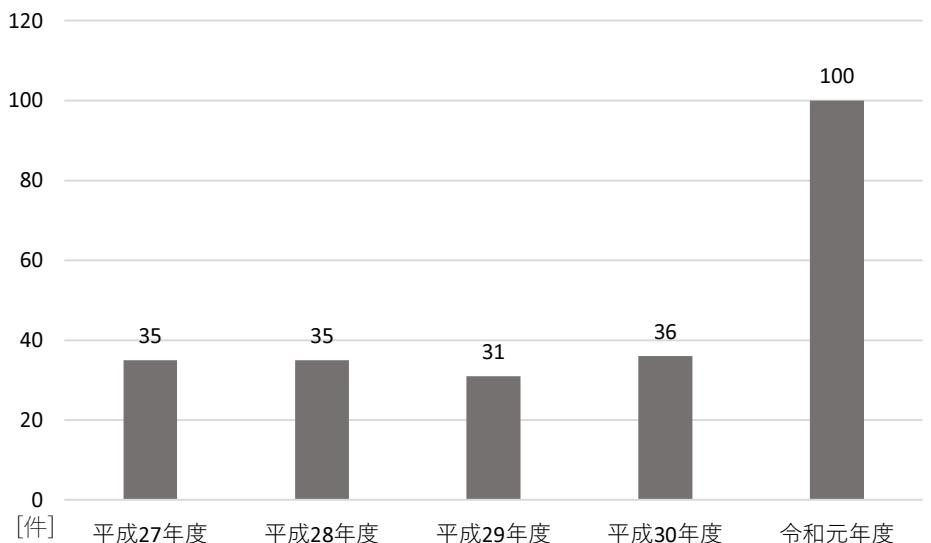
(単位：人)

	1級	2級	3級
平成 27 年	26	109	45
平成 28 年	31	123	57
平成 29 年	36	135	72
平成 30 年	39	151	71
令和元年	36	162	86

出典：社会福祉課（各年3月末時点）

（6）児童虐待相談対応件数（市町村受付分）の推移

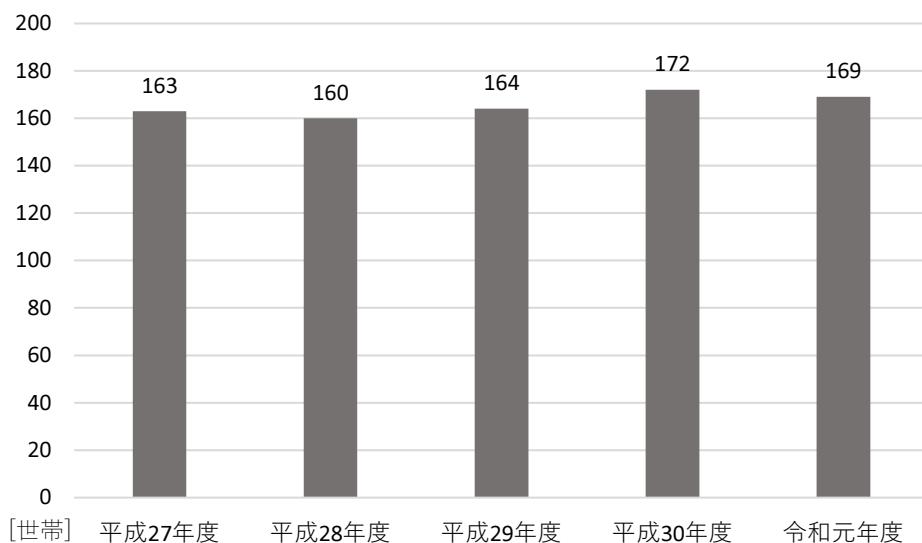
平成 27 年度から平成 30 年度の間における児童虐待相談対応件数では、年間 35 件前後とほぼ横ばいになっています。令和元年度では、子ども家庭総合支援拠点が設置され、本格的に運営されはじめた結果、相談対応件数が 100 件と大幅に増加しています。



出典：奈良県児童虐待防止アクションプラン

（7）生活保護世帯数の推移

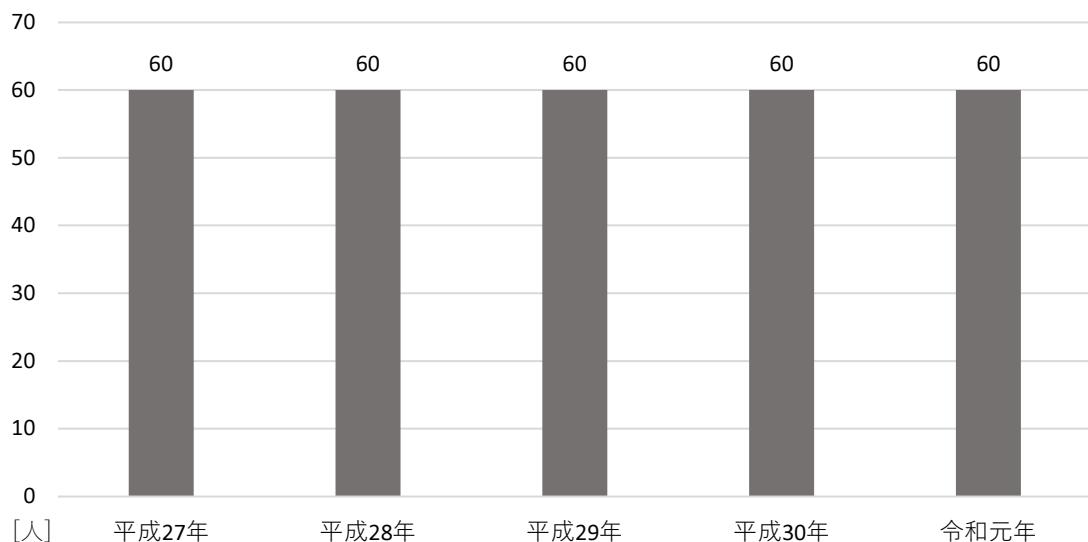
平成 27 年度から令和元年度の間における生活保護世帯数の推移を見ると、平成 27 年度に 163 世帯であり、平成 28 年度には微減して 160 世帯となりました。その後、平成 29 年度及び平成 30 年度はそれぞれ微増したのち、令和元年度には再び微減して 169 世帯となっています。



出典：社会福祉課（各年 3 月末時点）

(8) 民生委員・児童委員数の推移

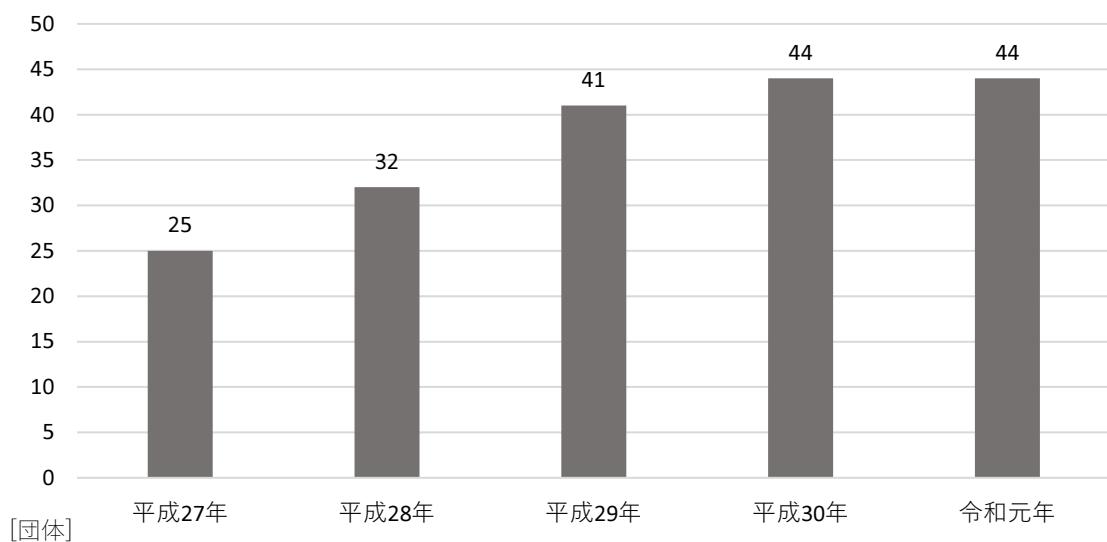
民生委員・児童委員の数は合併した平成16年以降、同数で推移しており、令和元年も60人です。



出典：社会福祉課（各年3月末時点）

(9) ボランティア団体数の推移

平成27年から令和元年の間におけるボランティアセンター登録数の推移を見ると、平成27年では25団体あり、その後、登録数が増え、令和元年には44団体の登録数となっています。



出典：葛城市社会福祉協議会（各年3月末時点）

第2項 市民アンケート調査から見た現状

(1) 調査概要

①調査目的

本市の地域における高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他各分野における総合的な地域福祉に関する計画づくりを進めています。

この計画づくりにあたり、市民のみなさまの地域福祉に関する日ごろの実感や実態を分析・把握するため、アンケート調査を実施しました。

②調査設計

調査地域	：	奈良県葛城市内
調査対象者	：	葛城市在住の16歳以上の人のうち無作為抽出をした市民2,000人 (令和元年12月31日現在、住民基本台帳に記載のある人)
調査期間	：	令和2年2月6日(木)～令和2年2月20日(木)(全15日間)
調査方法	：	調査票による本人記入方式で、郵送配布・郵送回収による調査方法

③回収結果

調査対象者数(配布数)	有効回収数	有効回収率
2,000人	843人	42.2%

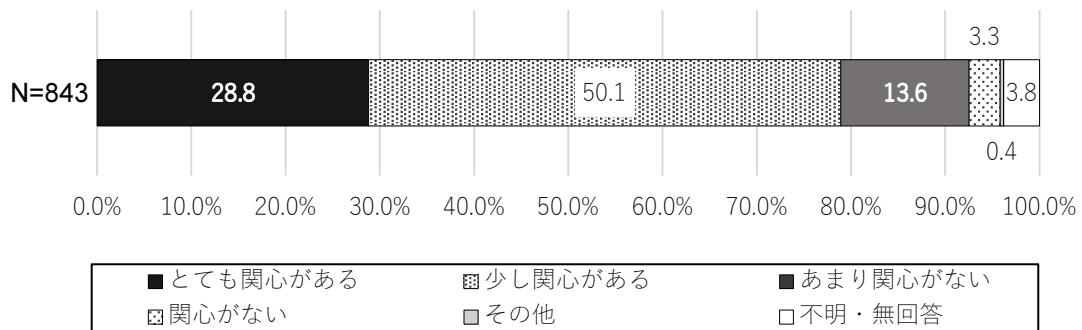
④報告書の見方

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を、小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答(複数の選択肢から1つもしくは複数の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(1) 市民アンケート調査結果の概要

①福祉にどれくらい関心・興味がありますか。(単数回答)

福祉への関心度では、「少し関心がある」が50.1%と最も高く、次いで「とても関心がある」が28.8%となっています。



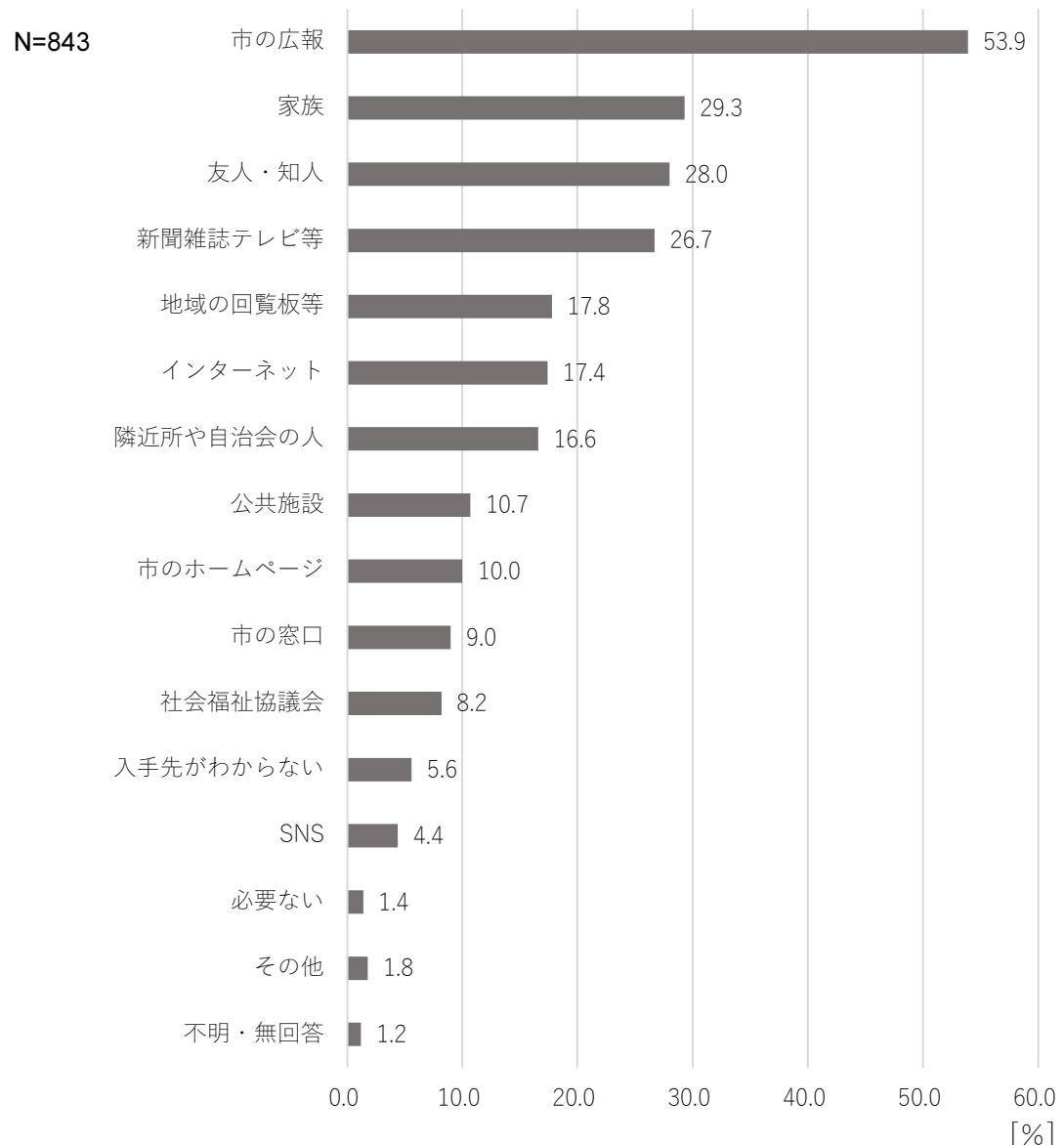
■ クロス集計：性別、年代別（単位：%）

性別で見ると、男女ともに「少し関心がある」が最も高くなっています。年代別で見ると、16歳～19歳では「あまり関心がない」、20歳～79歳では「少し関心がある」、80歳以上では「とても関心がある」が最も高くなっています。

	とても 関心 がある	少し 関心 がある	あまり 関心 がない	関心 がない	その他	不明 ・無回
【性別】						
男性(N=357)	29.7	45.4	17.1	5.3	0.3	2.2
女性(N=470)	28.9	54.9	10.6	1.9	0.4	3.2
選択しない(N=3)	-	33.3	66.7	-	-	-
【年代別】						
16歳～19歳(N=29)	3.4	34.5	44.8	17.2	-	-
20歳～29歳(N=39)	7.7	48.7	25.6	17.9	-	-
30歳～39歳(N=85)	18.8	54.1	21.2	4.7	-	1.2
40歳～49歳(N=125)	20.0	60.0	16.8	1.6	-	1.6
50歳～59歳(N=112)	27.7	63.4	8.0	0.9	-	-
60歳～69歳(N=163)	32.5	50.3	11.7	2.5	0.6	2.5
70歳～79歳(N=197)	37.6	44.7	7.6	2.5	0.5	7.1
80歳以上(N=82)	47.6	35.4	9.8	-	1.2	6.1
選択しない(N=2)	50.0	50.0	-	-	-	-

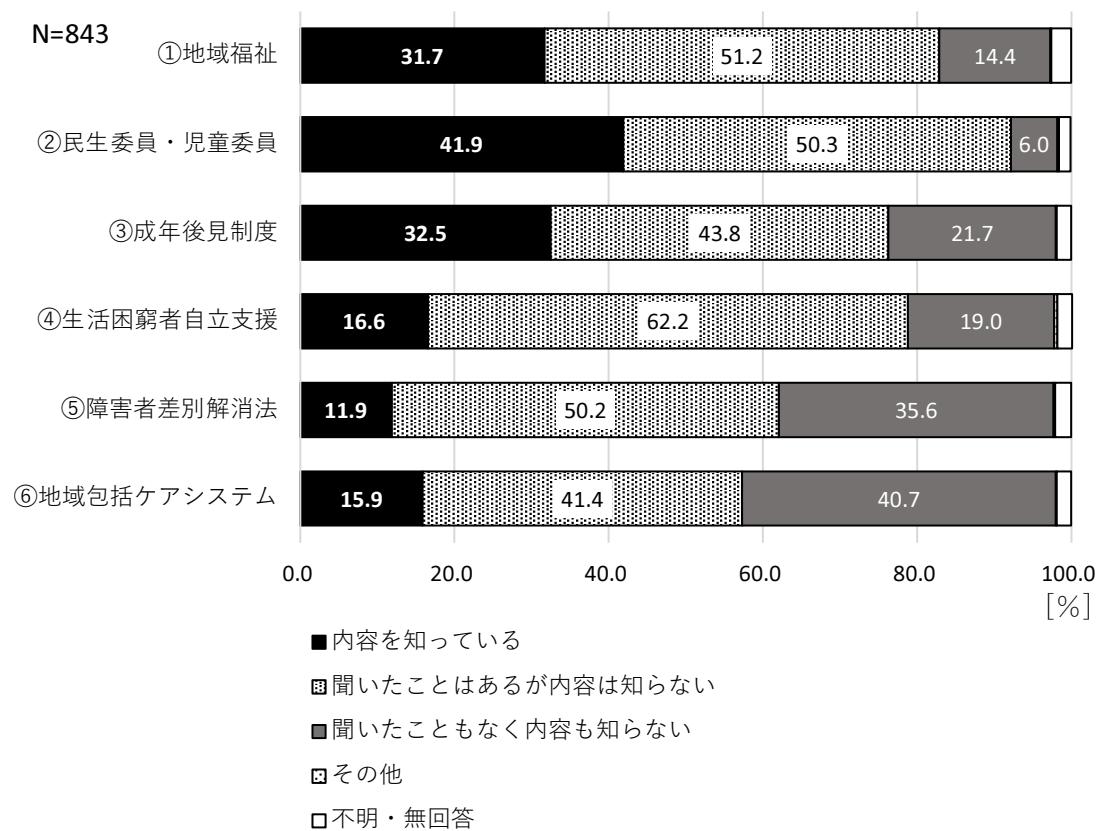
②あなたは福祉に関する情報をどこで入手していますか。(複数回答)

福祉の情報収集方法では、「市の広報」が53.9%と最も高く、次いで「家族」が29.3%、「友人・知人」が28.0%となっています。



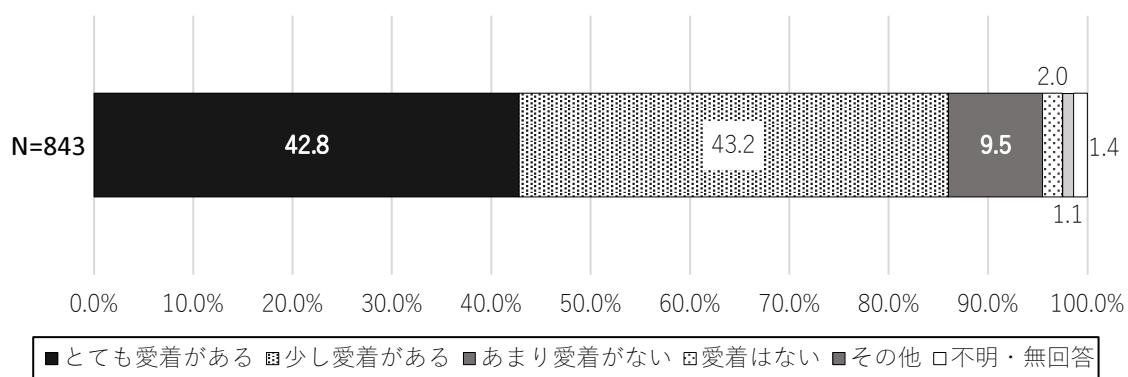
③次の事柄について、言葉の意味や制度等を知っていますか。（単数回答）

言葉の意味や制度等の認知度では、全項目において「聞いたことはあるが内容は知らない」が最も高くなっています。



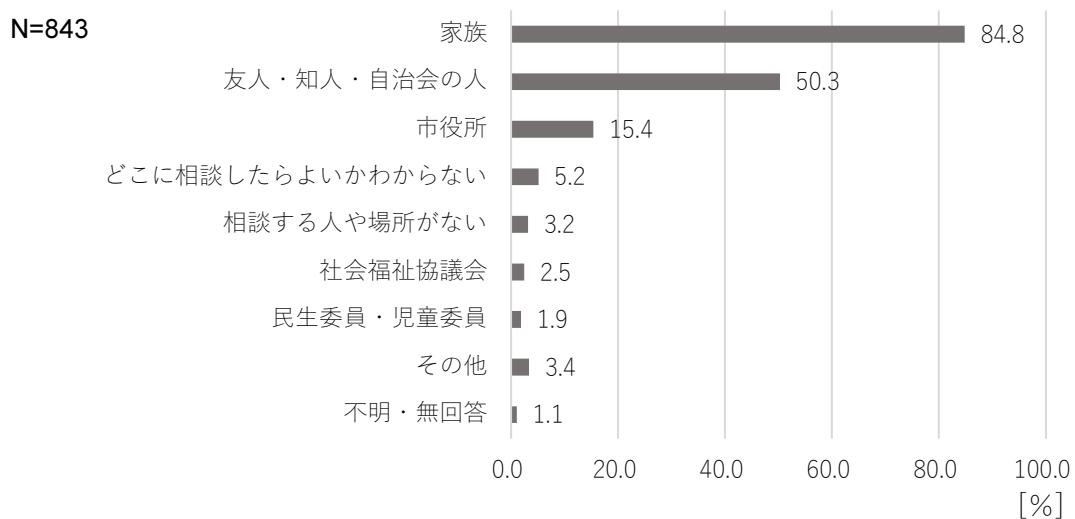
④あなたは葛城市に愛着はありますか。（単数回答）

葛城市への愛着では、「少し愛着がある」が43.2%と最も高く、次いで「とても愛着がある」が42.8%となっています。



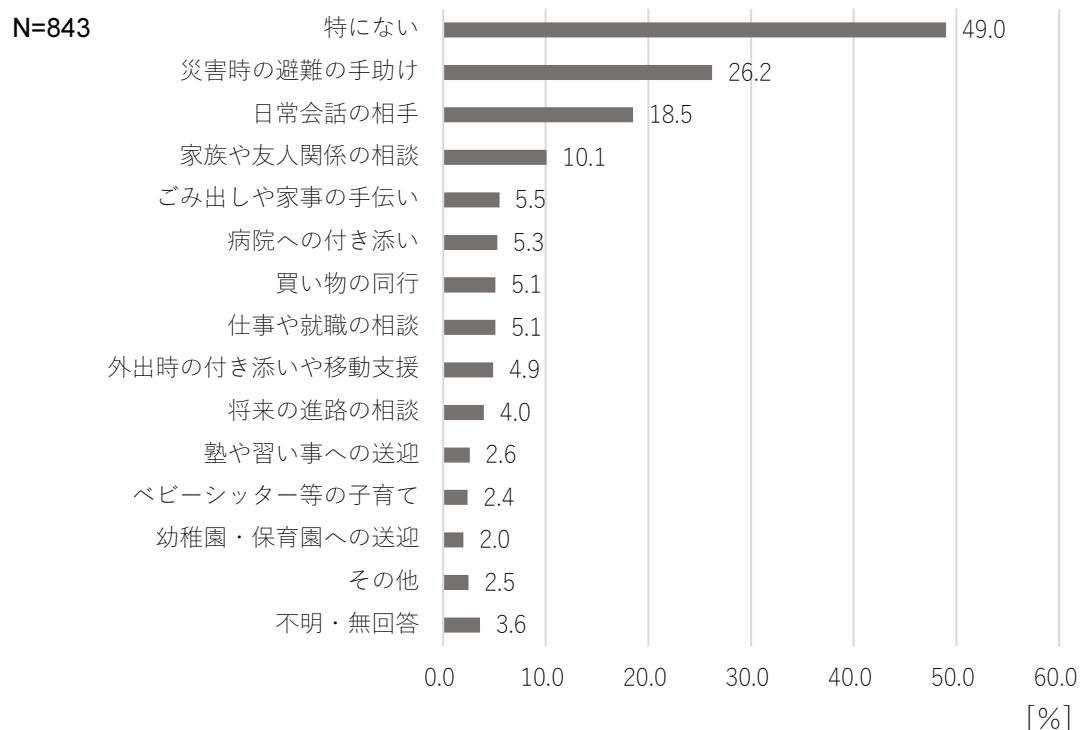
⑤あなたは困りごとがあるとき誰に相談をしていますか。(複数回答)

困りごとの相談相手では、「家族」が84.8%と最も高く、次いで「友人・知人・自治会の人」が50.3%、「市役所」が15.4%となっています。



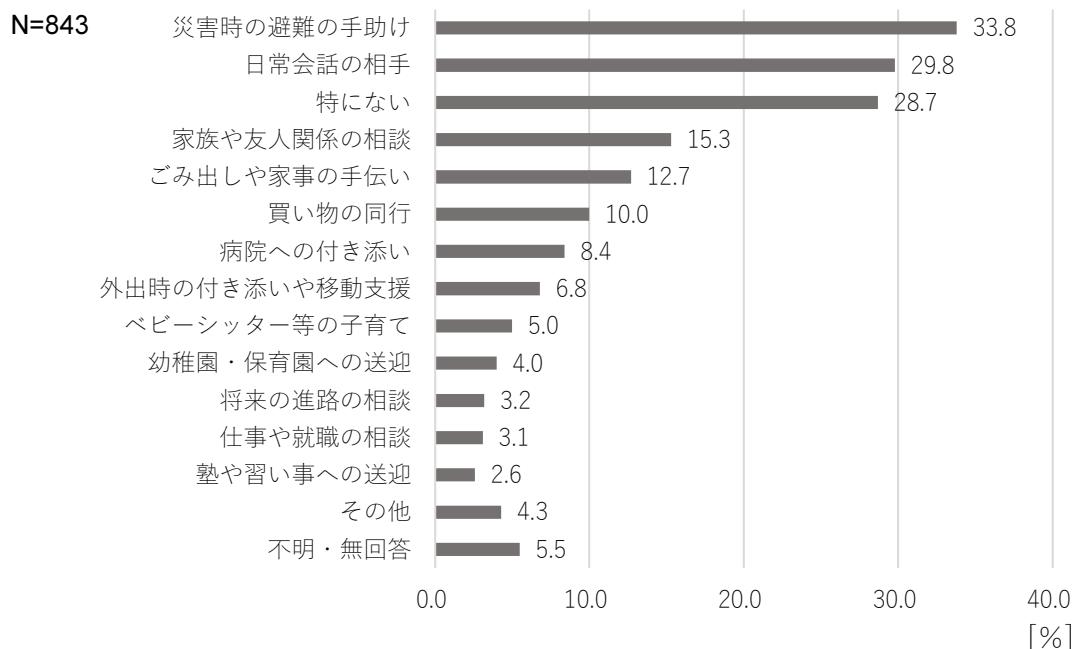
⑥近所や友人・知人の方に手助けをしてもらいたいことはどれですか。(複数回答)

近所の方に手助けしてもらいたいことでは、「特ない」が49.0%と最も高く、次いで「災害時の避難の手助け」が26.2%、「日常会話の相手」が18.5%となっています。



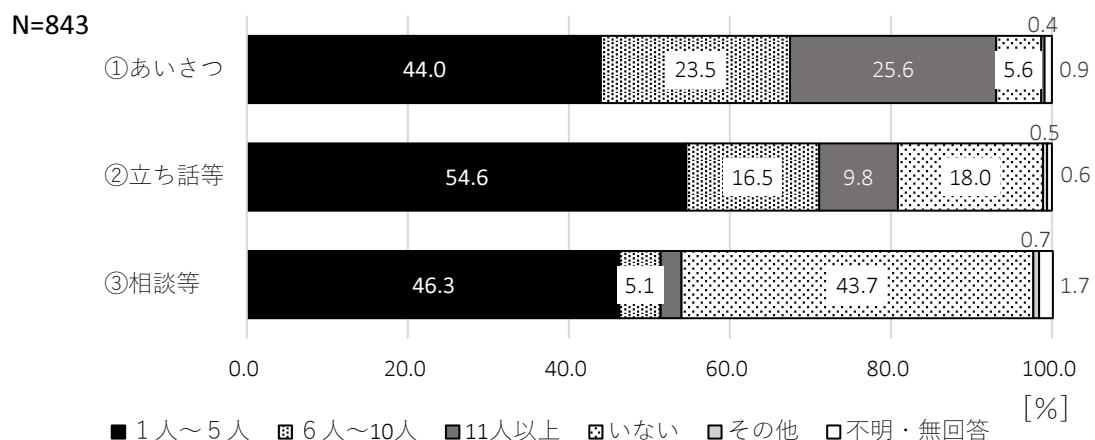
⑦近所や友人・知人の方に手助けをしてあげたいことはどれですか。（複数回答）

手助けしてあげたいことでは、「災害時の避難の手助け」が33.8%と最も高く、次いで「日常会話の相手」が29.8%、「特ない」が28.7%となっています。



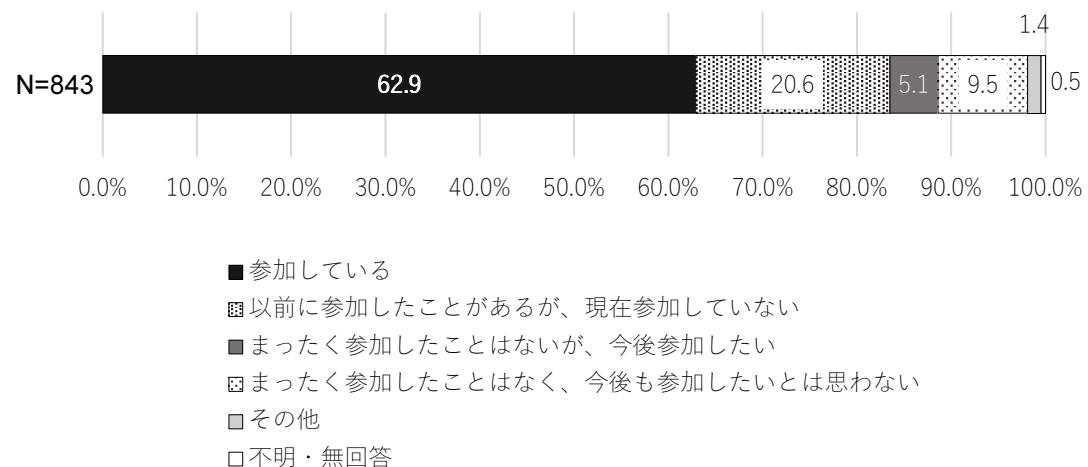
⑧あなたにとって近所付き合いの程度とその人数は何人いますか。（単数回答）

近所付き合いの人数では、3項目いずれも「1人～5人」が最も高くなっています。



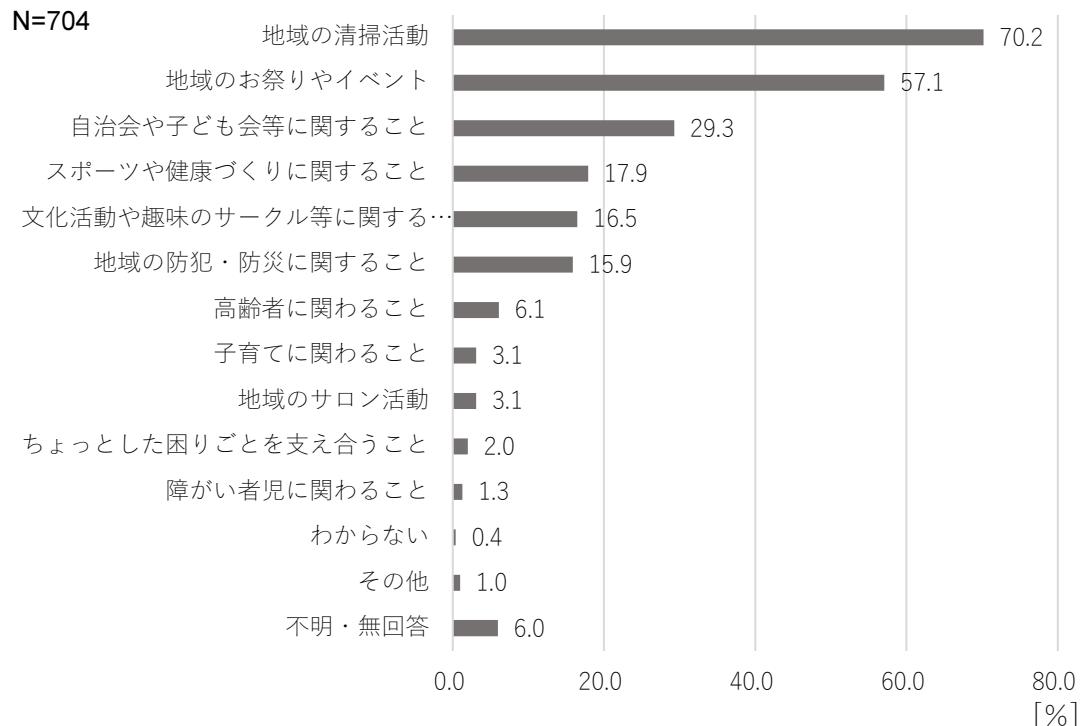
⑨あなたは地域での活動に参加していますか。（単数回答）

地域活動の参加では、「参加している」が62.9%と最も高く、次いで「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が20.6%となっています。



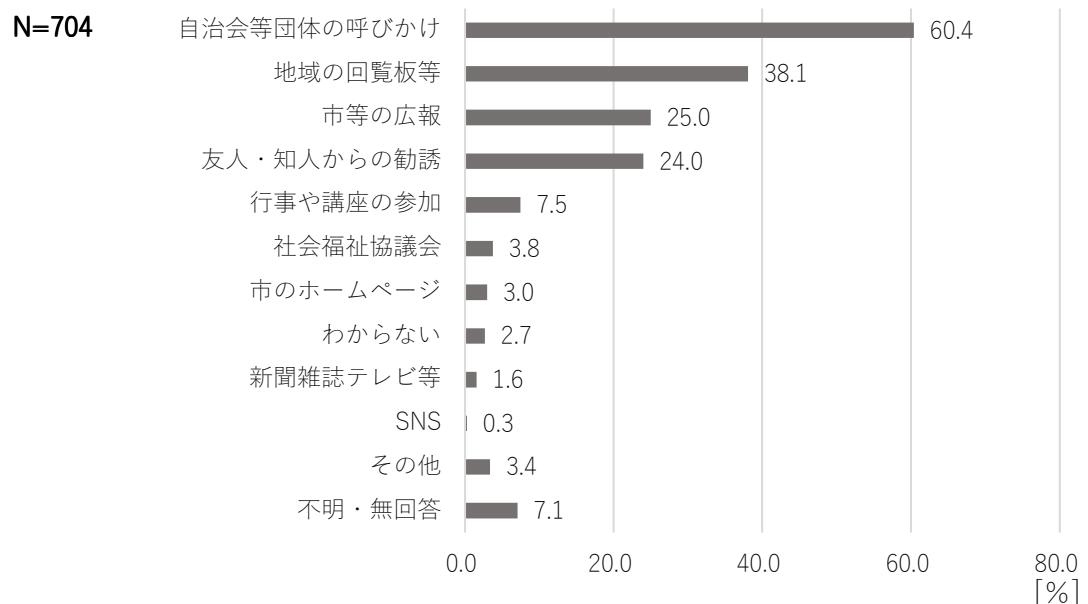
⑩あなたが参加している地域での活動は何ですか。（複数回答）

参加している地域での活動では、「地域の清掃活動」が70.2%と最も高く、次いで「地域のお祭りやイベント」が57.1%となっています。



⑪あなたが参加した地域での活動を知ったきっかけは何ですか。（複数回答）

地域の活動を知ったきっかけでは、「自治会等団体の呼びかけ」が 60.4% と最も高く、次いで「地域の回覧板等」が 38.1%、「市等の広報」が 25.0% となっています。



第3項 地域福祉の担い手

本市においては、大字（自治会）をはじめ、地域を担う団体が多数活動し、活躍しています。本市における地域福祉の担い手として期待される主な団体は下記のとおりです。

団体名	団体数・人数
葛城市社会福祉協議会登録のボランティア数	45 団体
寿連合会	65 団体
子ども会	21 団体
放課後児童クラブ	5 団体
民生委員・児童委員	60 人
福祉推進委員	67 人
大字（自治会）	自治会：44
幼稚園・保育園	幼稚園：5 保育園：6
小・中学校	小学校：5 中学校：2
社会福祉法人	8 法人
NPO 法人	9 法人
葛城市社会福祉協議会	1 支部
公民館・コミュニティセンター	68 か所

※いずれも令和2年7月1日時点

第3節 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」

第1項 計画策定の背景

(1) 地域福祉計画

①国の動向について

地域福祉計画は、平成12年の社会福祉法により法制化されました。

また、国においては平成28年に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の組織・団体といった多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指すことが示されました。

その後、平成29年には社会福祉法が改正され、市町村における地域福祉計画の策定が任意から努力義務となりました。

また、厚生労働省から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」では、地域福祉計画に反映される新たな項目が示され、この中で人々の生活課題は、介護や子育て等の福祉の分野のみにとどまらず、住まいや就労、教育といった様々な分野にまたがっており、制度の枠組みからのみで解決するのではなく、地域づくりも含めた包括的な課題解決に向けて取り組んでいく必要性が示されました。

②県の動向について

奈良県では、平成31年4月から令和4年3月までを計画期間として「奈良県地域福祉計画」を策定されました。この計画の中で、「全ての県民が、相互に人格と個性を尊重し合うとともに支え合いながら、安心して幸せに暮らすことができる地域社会の実現を目指す」ことを基本理念とし、①「支え合い」の活動の推進、②多様な福祉の担い手づくり、③安心できる福祉基盤の充実の3つをアクションプログラムとして定めています。

(2) 地域福祉活動計画について

地域福祉活動計画は、地域福祉ニーズが多様化・複雑化している中で、公的な福祉制度のみに頼らず、住民参加による地域の支え合いを実現していくために、地域の住民や団体が主体的に参加して策定する民間の活動・行動計画です。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係について

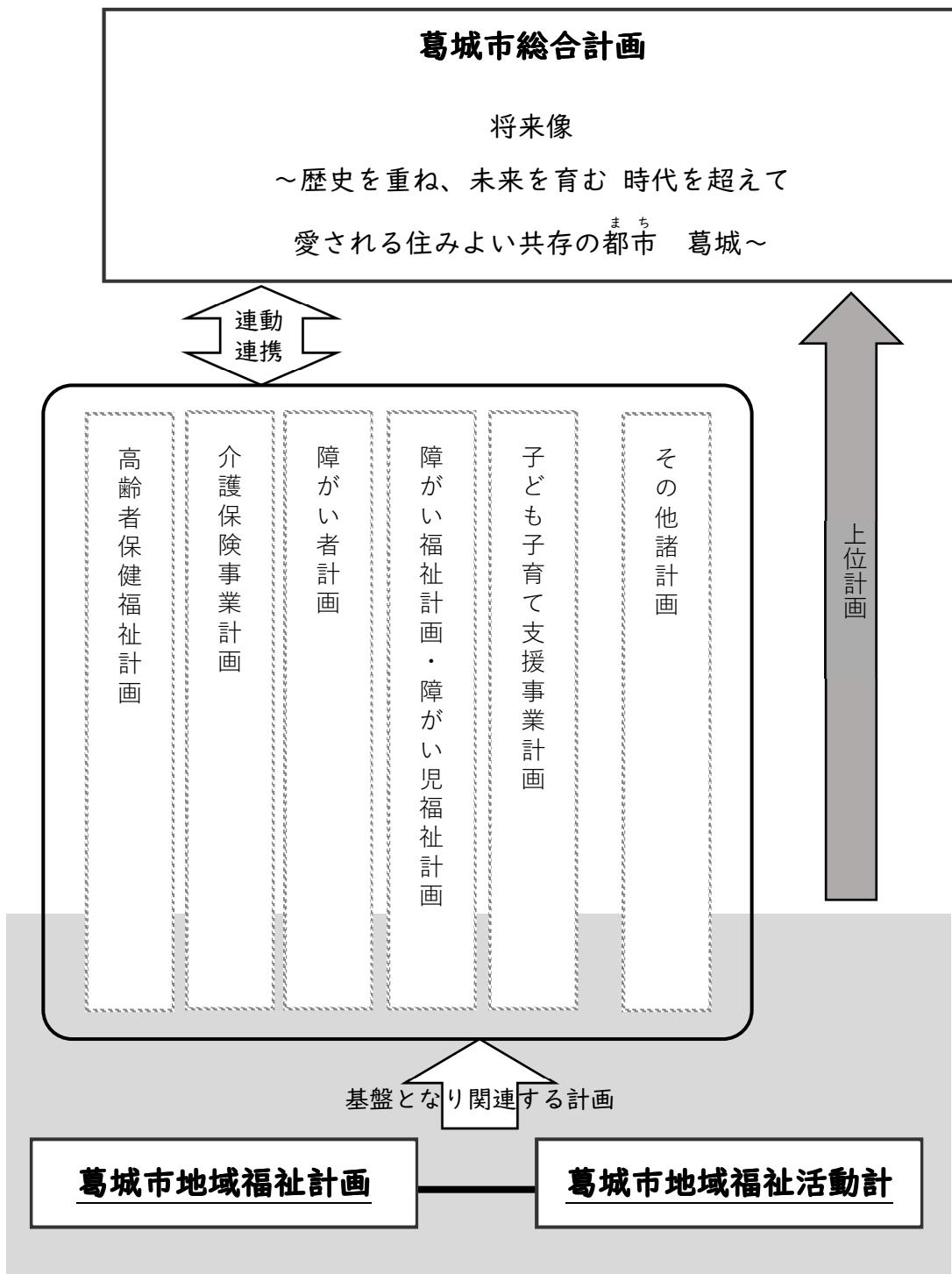
地域福祉を円滑に推進するため、地域福祉計画では、「基盤やしくみづくり」を行い、地域福祉活動計画では、それを実行するための「地域住民の活動・行動のあり方」を定めます。

両計画が相互に関連し合うことによって、地域福祉の充実した福祉のまちづくりを目指します。

第2項 計画の位置づけと関連計画との関係

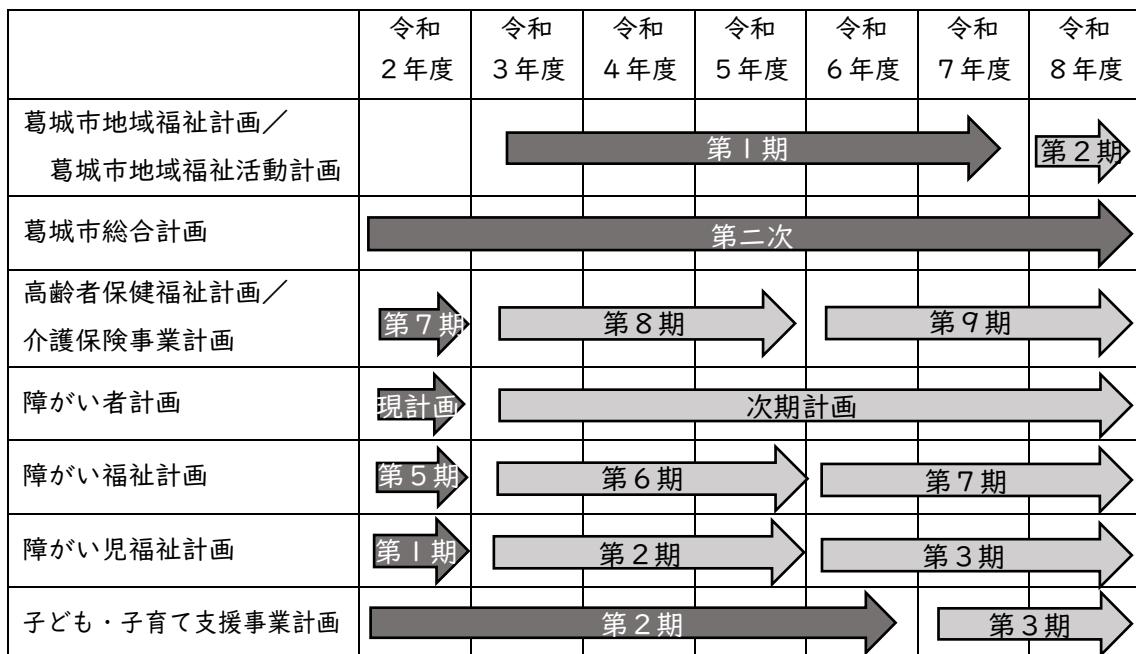
地域福祉計画は、本市が策定している葛城市総合計画と整合性をとり、各福祉計画の上位計画として位置付けていることから、本計画を各福祉計画の基盤として考え、計画の推進を図ります。

また、葛城市地域福祉活動計画とは相互に密接な連携をとる車の両輪の関係にあります。



第3項 計画期間

葛城市地域福祉計画及び葛城市地域福祉活動計画の計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会情勢等の変化に対し柔軟に対応するため、計画期間内でも見直しを行うことがあります。



※令和3年度以降は今後策定が想定される計画期間

第4項 計画の策定体制

葛城市地域福祉計画及び葛城市地域福祉活動計画は、地域福祉団体や市民等から構成される「葛城市地域福祉計画等策定委員会」を開催し、策定しました。

策定にあたっては、市民アンケートの実施に加え、地域福祉団体からのヒアリングや葛城市役所内の関係部署からのヒアリング、まちづくり懇談会を実施し、様々なご意見をいただき、その内容を反映して策定しました。

また、地域づくりを広く捉えるためにも、葛城市役所・葛城市社会福祉協議会それぞれが福祉部局以外の部署も交えてプロジェクトチームを編成し、横断的な協議と策定作業の補助を行いました。

第2章 計画推進の方向性

第1節 地域福祉推進の基本方針

（1）地域共生社会の実現

少子化・高齢化が進む中、地域や家庭、職場という多様な生活領域において、互いに支え合う基盤体制の弱体化が課題となっています。

このような社会構造や暮らしの多様化を踏まえ、制度・分野ごとの縦割り構造や「支え手」と「受け手」という関係を超え、全ての市民が福祉の受け手であると同時に、担い手でもあるという認識を持つことが求められています。市民一人ひとりが「サービスを受けるだけの福祉」から「自ら携わる福祉」へと意識を変え、地域住民が主体となった地域共生社会の実現を目指します。

（2）福祉のまちづくりの推進

市民自らが地域に关心を持ち、人と人とのつながりを作っていくこと、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある人、子育て中の家庭等、支援を必要としている人々を地域で見守る等、日常的な支え合いが自然に生まれる福祉のまちづくりを推進します。

（3）地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携

地域力の強化を図る観点から、地域福祉計画と地域福祉活動計画との連携は重要であり、地域福祉活動計画との一体的な策定を行います。

（4）新しい生活様式に基づいた地域福祉の推進

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、気軽に地域住民が集いふれあう機会が失われ、今後の地域福祉のあり方を転換することが余儀なくされています。

そのため、新しい生活様式に基づいた地域福祉の推進手段を提案し、浸透させることで、新たなネットワークづくりの構築を目指します。

第2節 市民と市社会福祉協議会の取り組み

葛城市地域福祉活動計画は、葛城市地域福祉計画と連携し、葛城市社会福祉協議会をはじめ、地域住民や地域福祉団体等とともに地域福祉の推進を行うにあたっての具体的な施策を位置付ける計画です。

本市地域福祉活動計画では、各施策の体系に沿って市社会福祉協議会と地域住民等が地域福祉について考え、共有し合い、活動に移すことを支援に盛り込み、計画の確実な実施を図ります。

第3節 地域福祉推進の基本的な考え方

第1項 基本理念

本市では、葛城市第二次総合計画において「歴史を重ね、未来を育む 時代を超えて愛される住みよい共存の都市 葛城」を将来像と掲げています。

また、地域福祉計画では、地域の実情や生活課題等を踏まえながら「目指すべき地域の姿」を明確にしたうえで、地域共生社会の実現に向けて目標を設定し、体制・組織、しくみや社会資源の整備を定め、計画的に進めることができます。

このたび、本市において最初の策定となる本計画では、総合計画の将来像を踏まえるとともに「目指すべき地域の姿」を実現するため、次のように基本理念を定めます。

人とかかわりつながることで
自分らしく暮らせるまち かつらぎ

第2項 基本目標

地域福祉計画

基本目標1

一人ひとりを支える地域づくり

「個々の課題から」地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して、気づきと学びを促すことで「一人ひとりを支える地域づくり」を目指します。

基本目標2

共生の文化が広がる地域づくり

「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取り組みを行う地域住民や福祉関係者らによるネットワークにより、「共生の文化が広がる地域づくり」を目指します。

基本目標3

まちづくりに広がる地域づくり

「自分や家族が暮らしたい地域を自ら考える」という地域住民の主体的・積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働による「まちづくりに広がる地域づくり」を目指します。

—— 地域福祉活動計画 ——

基本目標 1

みんなで築く（気づく）つながりある地域

地域において孤立が生まれないよう、住民同士の顔が見える関係づくりを促進するとともに、地域福祉団体等においても互いの活動内容を把握し、連携できる体制を整えることを目指します。

基本目標 2

みんなでつくる安心で魅力ある地域

日々の暮らしにおいて、不安に感じること等があった際、気軽に相談できる場を整えるとともに、防災・防犯等の有事の際の対策も併せて整えることを目指します。

基本目標 3

みんなで考える未来の地域

地域福祉の人材を育成・確保するため、福祉教育を充実させるとともに、ボランティア団体の育成やNPO法人の活動支援、地域福祉団体への支援等、将来を担う人材の育成を行い、本市の地域福祉の未来を考える環境を整えることを目指します。

第4節 葛城市における地域福祉の課題

第1項 重要課題

（1）地域福祉の理解の促進

本計画を策定するにあたり実施した市民アンケート調査では、「地域福祉」の認知度において、内容を知っている人が31.7%となっています。今後、地域福祉の理解を広く深く浸透させることで、この認知度を上げていくことが求められます。

（2）地域福祉の担い手の発掘と育成

地域福祉を推進するためには、行政のみならず、地域住民や担い手となる団体の活躍が必要不可欠です。そのため、自ら福祉に携わる意識を醸成させ、地域福祉の担い手を少しでも多く発掘し、育成することが求められます。

（3）制度の狭間への支援

福祉制度では、分野ごとの縦割りとなっていることが多く、制度と制度の狭間に陥った事案に対し、十分に対応できているとは限りません。そのため、行政の行う福祉サービスにかかる人たちを支援できるしくみをつくることが求められます。

（4）地域住民と地域福祉団体のネットワーク構築

地域福祉計画及び地域福祉活動計画を推進するにあたり、地域住民や地域福祉団体とのネットワークを強化することが求められます。

（5）古き良き近所づきあいを再構築する働きかけ

地域の中には、子どもから高齢者まで様々な人が暮らしています。生活習慣や価値観の多様化、核家族化によりかつてのような地域住民相互の社会的なつながりは希薄になり、一方、虐待や孤独死という痛ましい事例が起こっており、地域の見守りは非常に大切です。

福祉はもとより、防災の観点からも「向こう三軒両隣」の重要性が言われており、助け合い、支え合いながら同時に過度に干渉せず、個人を尊重した「『新しい』向こう三軒両隣」という関係、助けてほしい時に「力を貸して」と言える関係づくりが求められます。

第2項 地域福祉の活動区域

地域福祉を効果的に推進するにあたり、地域福祉の推進の基礎となる活動区域を設定し、活動区域ごとの機能や役割を明確にすることで、地域住民が相互に交流を図ることができるべきベースづくりを行います。

(1) 隣近所

最も身近な単位であり、日ごろから挨拶や日常的な会話をを行う区域です。

(2) 大字・自治会・町内会

大字区長や自治会長を中心に最も地域生活に密着しており、民生委員・児童委員が配置され、各地域の特色を持った区域です。

(3) 小学校区・中学校区

多様な課題や背景を持った人が共存している区域です。

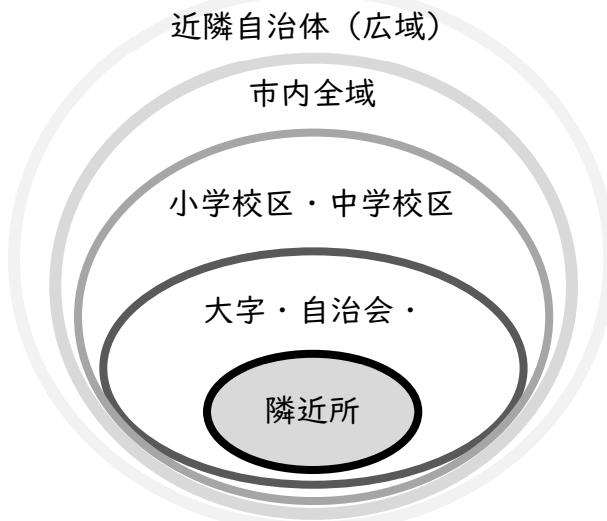
(4) 市内全域

自治体による公的サービスや福祉サービスが均一に提供され、多様な地域福祉団体と連携を図りながら、地域福祉活動を展開する区域です。

(5) 近隣自治体（広域）

共通の課題や広域的な取り組みを行う際、互いに連携して地域福祉活動を展開する区域です。

■ 活動区域のイメージ



第3項 地域福祉における4つの助

本市における地域福祉をより効果的に推進するために、自助・互助・共助・公助の「4つの助」について、それぞれの基本的な考え方及びその関係性を理解し、互いに連携し合うことが重要です。

(一) 自助

自発的に地域や福祉について考え、行動することです。地域に住む人、一人ひとりが住み慣れた地域で暮らし続けるために、健康に注意を払ったり、健康維持活動に努めたり、地域福祉を推進したりします。

(2) 互助

近隣地域において、互いに助け合い、抱える課題等を解決していくことです。制度によるサービスのみならず、地域住民同士が互いにコミュニケーションを取りながら、インフォーマルな形態で、自発的に支え合い、地域に根ざすまちづくりを目指します。

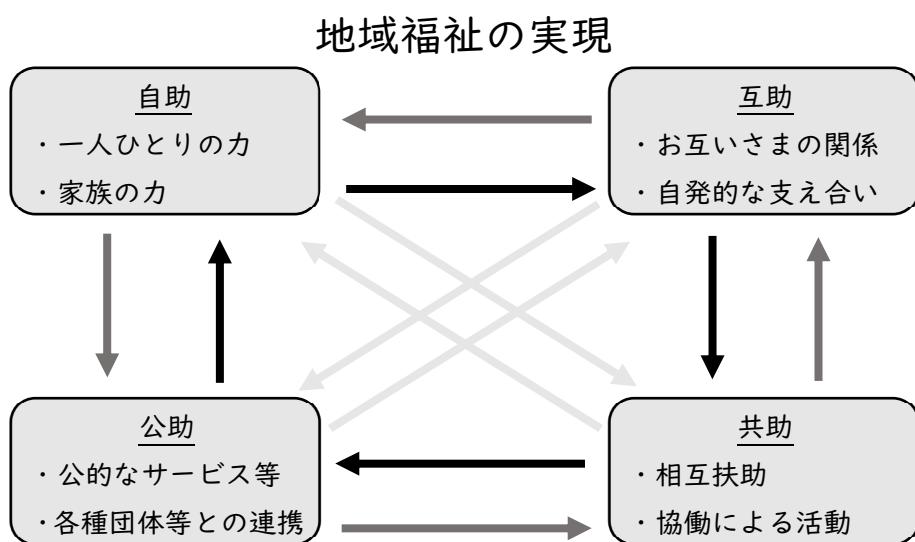
(3) 共助

社会保険のような制度化されている相互扶助や、様々な地域福祉活動やボランティア活動等を通して、福祉のまちづくりをともに考え、協働していくことを目指します。

(4) 公助

自助、互助、共助では解決できない課題に対し、行政や公的機関等の各種サービスを利用することで、補完することです。市民や地域福祉の関係団体等と連携を取りながら、福祉のまちづくりの実現を目指します。

■ 4つの助（自助・互助・共助・公助）のイメージ



第5節 計画推進における主な担い手の役割

(1) 市民

地域福祉の主役であり、最も地域の現状を把握しうる立場にある市民が地域福祉に関心を持ち、積極的な行動へ促すことが必要です。

そのため、市民が取り組める活動を周知する等によって、地域福祉への関心を高めます。

(2) 地域福祉団体

多様な福祉サービスを提供する主体として、また、市民とともに地域福祉に関する課題を解決することへの協力等が期待されます。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、援助や見守りが必要な人が地域の中で安心して生活していくよう身近な相談相手として、地域福祉の推進には欠かせない存在です。

日頃からの地域の見守り活動や地域住民と行政とのパイプ役として期待されます。

(4) 福祉推進委員

福祉推進委員は、社会福祉協議会組織の構成員の一員として位置づけられ、地域において、ともに支えあう福祉のまちづくりの実現を目的とし、民生委員・児童委員とも連携や協力をしながら、社会福祉協議会と住民とのパイプ役として、福祉活動に取り組む地域福祉の自主的な協力員です。

(5) 大字・町内会・自治会

大字・町内会・自治会は、地域コミュニティ活動の最も重要な主体です。

地域生活に密着した基礎的な自治組織であるため、市民の自発的な参画が求められるとともに、地域における課題の抽出や課題解決に向けた環境づくりが期待されます。

(6) 学校

地域の特色を活かした福祉教育をはじめ、介護福祉の体験やボランティア活動等を通じた地域福祉人材の育成が期待されます。

さらに、学びを通じて、葛城市をよく知り、郷土愛を育む役割に期待します。

(7) 市内の各事業者

市内の事業者が実施している配達や検針時、さらに店頭や窓口での対面による見守りにより、いち早く異変が発見できた事例が増えています。

今後は、このような見守りについて協力していただける事業者の拡大が期待されます。

(8) 葛城市社会福祉協議会

地域福祉の推進において中心的な役割を担い、日ごろから高齢者や障がいのある人、児童等の様々なサービスを提供しており、各地域の特性に応じた様々な取り組みをしています。

社会福祉協議会にしかできない取り組みや小回りのきく活動を行います。

(9) 葛城市

地域福祉を推進するためには、関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携することが重要です。市が主体となって福祉施策を推進する際にも、庁内関係各課との連携を図り、職員一人ひとりが横のつながりを意識し、地域における切れ目のない支援の推進を担っていきます。

また、計画推進にあたり、新たな地域の社会資源の創設、既存事業等の見直しや再構築（リフォーム）を行い、各々の担い手が同じ方向性（ベクトル）を持つように調整します。

第6節 持続可能な開発目標（SDGs）の実現

「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals 以下、SDGs）とは、平成13年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されており、平成28年から令和12年までの15年間で達成するためには掲げた、持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

「誰一人として取り残さない」ことをSDGsの基本理念として掲げており、17の目標と169のターゲットで構成され、発展途上国も、先進国も取り組む普遍的なものであることから、日本国内でも、様々な地域で積極的に取り組まれており、本市及び本計画においても、この開発目標の実現に向けた取り組みを行います。

本計画においても17のゴールのうち「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「5 ジェンダー平等を実現しよう」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」の6つを中心に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第7節 計画推進の体制

第1項 計画の推進体制

(1) 推進体制の強化

「葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画」を着実かつ、効果的に推進するため、市関係部局と市社会福祉協議会の連携体制を強化します。

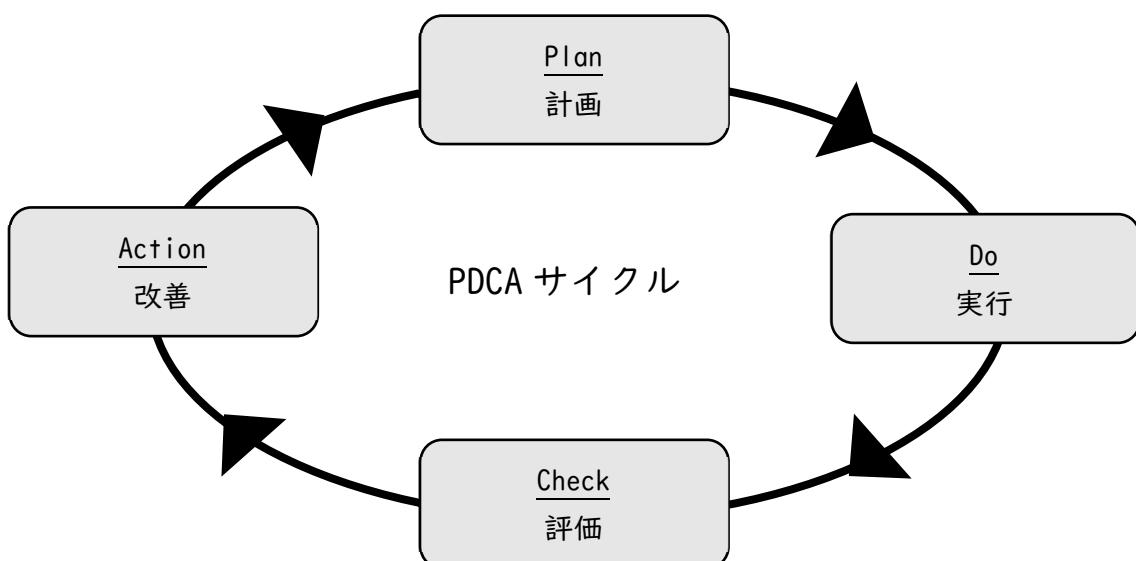
また、生活安全、教育、交通、都市計画、産業振興、環境等といった市民が日常生活を送るうえで保健・医療・福祉分野と深く関わる分野と連携し、総合的・包括的に施策を開拓することができるよう、プロジェクトチームの連携体制を強化します。

(2) 住民・地域との連携の強化

地域福祉の主役は市民や地域であることから、地域福祉の概念や「葛城市地域福祉計画・葛城市地域福祉活動計画」の内容について、行政や社会福祉協議会、関係団体・事業所だけでなく、市民・地域とも共有する必要があります。そのため、市民や地域、関係団体・事業所、社会福祉協議会、行政が同じ土俵の上で協議することで、連携の強化を図ります。

第2項 計画の検証・評価

本計画の進行管理においては PDCA サイクルに基づき、進捗状況を把握し、検証・評価を行います。



計画 (Plan) → 実行 (Do) → 評価 (Check) → 改善 (Action) → 計画 (Plan) …
のサイクルにより、計画の実効性を高めていく手法

第3章 地域福祉計画・地域福祉活動計画の施策

本計画の基本理念「人とかかわりつながることで自分らしく暮らせるまち かつらぎ」に基づき定めた基本目標を実現するために、具体的な事業を位置づけ、各施策を展開します。

《基本目標1》	
地域福祉計画	地域福祉活動計画
一人ひとりを支える地域づくり	みんなで築く（気づく）つながりある地域
基本施策1	みんなの見える関係づくりの推進
基本施策2	地域での孤立をなくす取り組みの実施
基本施策3	福祉に関する情報発信や知る機会等の充実
基本施策4	SOSを発信しやすい環境づくりの推進

《基本目標2》	
地域福祉計画	地域福祉活動計画
共生の文化が広がる地域づくり	みんなでつくる安心で魅力ある地域
基本施策1	地域福祉を担う仲間づくり
基本施策2	身近な相談支援ネットワークの構築
基本施策3	災害時にひとりも取り残さない取り組みの推進
基本施策4	誰もが安心して暮らせるしくみづくり

《基本目標3》	
地域福祉計画	地域福祉活動計画
まちづくりに広がる地域づくり	みんなで考える未来の地域
基本施策1	社会参加を通じて、愛着のある地域づくりの推進
基本施策2	オンラインを活用した情報発信とコミュニティ形成の支援の実施
基本施策3	誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進
基本施策4	地域の未来を支える多様な担い手づくり



—— 基本目標 1 ——

地域福祉計画 一人ひとりを支える地域づくり

地域福祉活動計画 みんなで築く（気づく）つながりある地域

—— 本市の現状 ——

■ 数字から見る本市の状況

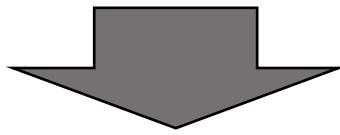
- 本市の将来人口推計では、年々減少傾向にあり、令和12年では36,043人と現在の人口37,485人（令和2年10月1日時点：住民基本台帳人口）から1,442人の減少が予測されています。
- 世帯数は平成17年以降年々増加傾向にあり、平成17年には11,825世帯ですが、令和元年では14,713世帯となり、2,888世帯と24.4%増加しています。
- 民生委員・児童委員数は2004年以降60名で推移しています。

■ アンケート調査報告書

- 福祉への関心度では、「少し関心がある」が50.1%と最も高く、次いで「とても関心がある」が28.8%となっています。
- 困りごとがあるときの相談相手では、「家族」が84.8%と最も高くなっています。一方、「どこに相談したらよいかわからない」が5.2%、「相談する人や場所がない」と回答した人が3.2%となっています。
- 「近所付き合いの程度とその人数は何人いますか」の設問の中で、相談等ができる人が「1人～5人いる」が46.3%と最も高く、次いで「いない」が43.7%となっています。

■ まちづくり懇談会

- 認知症の親のケアをしていた際、自身が社会から孤立しないように相談場所を探したが見つからなかった経験がありました。
- インターネットやSNS等を使えない方も多く、紙媒体での情報も必要です。
- 地域の話し相手として、同年代の方であれば、友達感覚で話すことができ、地域の高齢者を助けるのは、身近な高齢者であるように感じます。
- 地域で本当に孤立している人は、こちらから訪問しても拒否される場合が多いです。
- SNS等を活用し、専門家に対して、誰もが気軽に相談できる仕組みがあっても良いのではないかと思います。
- 地域で困っている人を助けたいというニーズはあるが、逆に困ったことがあっても助けて欲しいとは言いにくい環境があります。



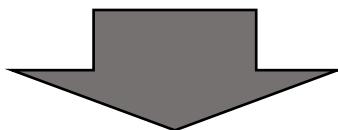
—— 本市の課題 ——

■ 地域において孤立化が進んでいる

- 近所づきあいが希薄になっており、孤立化が進んでいます。その結果、地域における様々な困りごとが埋もれてしまい、深刻化するケースが増えてきています。
- 地域で暮らしている人と人とをつなぎあわせる機会が不足しています。
- コロナ禍において、地域の住民が気軽に集う機会が減少し、閉じこもりが増えています。

■ 福祉に関する情報の発信力が乏しい

- 福祉の情報を発信するため、媒体・内容を精査し、向上させる必要があります。
- 必要な情報を必要とする人に十分に伝えられていない状況にあります。
- 「福祉」は高齢者や障がい者、子ども等分野別に行政が必要な福祉サービスを「特定の人のため」に実施するものという考えが強く残っており、広く多くの人に関わりがあることへの理解が乏しいです。



基本施策1 みんなの顔の見える関係づくりの推進

基本施策2 地域での孤立をなくす取り組みの実施

基本施策3 福祉に関する情報発信や知る機会等の充実

基本施策4 SOS を発信しやすい環境づくりの推進

基本施策Ⅰ みんな顔の見える関係づくりの推進

地域で暮らす人、一人ひとりが孤立しないためにも、互いに顔の見える関係づくりを進めることができます。

「あいさつ」や「声かけ」というのはいわば思いやりであり、人間関係をよくする第1歩になります。

そのため、あいさつ運動を通してコミュニケーションを図ったり、ラジオ体操やウォーキングを通して交流を図ったりするなど、地域の中で顔の見える関係づくりを進めていきます。

● 市民が取り組めること

- ・自ら進んであいさつをする
- ・隣近所に住む人を知り、声かけを心がける
- ・プライバシーを尊重し、過度な干渉は控える



● 地域が取り組めること

- ・地域ぐるみでのあいさつや声かけを実施する
- ・毎日続けられるラジオ体操やウォーキング等を通じて交流機会をつくる
- ・新たに地域へ転入してきた人に、積極的な声かけをする

● 葛城市が取り組むこと

- ・あいさつ運動実施の支援を行う
- ・地域福祉団体や社会福祉協議会と連携して、地域で気軽に声かけができる取り組みを行う

取り組み	内容
子どもたちと地域の方々とのあいさつ運動の推進	朝8時、午後3時、5時に互いに声かけを行うとともに、子どもたちの見守り活動を行います（835運動の推奨）。
地域のつながり、居場所づくりの推進	地域福祉団体や社会福祉協議会と協力し、生活支援体制整備事業や一般介護予防事業等への取り組みを強化し、地域のつながり、居場所づくりの推進を図ります。

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域で自主的に集う場の運営支援や担い手の育成を行う
- ・誰もが気軽に集えるちょっとした集まりが個々の異変への「気づき」となる様、新しいつながりを推進する

取り組み	内容
地域における集いの場の推進	地域住民が主体となって自主的に運営し、高齢者や子育て中の親子等が地域で孤立することなく、住民の誰もが気軽に集えるふれあい・いきいきサロンの活動を推進し、仲間づくりの輪を広げ、いきがいづくりや社会参加の場づくり支援を行います。
住民相互の交流や介護予防の推進を図る	住民相互の助け合いや交流の輪を広げ共に支え合う地域社会づくりを進めるため、参加者の生きがいや健康づくりの支援を行うとともに、介護予防の普及・啓発を目指します。
地域における多様な社会資源の創出及び住民活動の支援	生活支援コーディネーターの配置を行い、地域の多様な社会資源を把握・発掘し、組み合わせて新たなサービスを生み出したり、支援が必要な人と資源を結び付けます。

基本施策2 地域での孤立をなくす取り組みの実施

地域内での孤立は、日常的な相談相手がいたり、地域間での交流があることによって、抑制することができます。

そのため、行政による相談支援体制を整備するとともに、民生委員・児童委員や福祉推進委員等との連携を図ることによって、いつでも誰にでも相談できる体制を整えます。

● 市民が取り組めること

- ・日頃から気軽に相談ができる相手を見つけておき、困りごとの相談ができるようにする
- ・心配ごとがあれば自分だけで抱え込まず、早い段階で相談をするよう心がける
- ・日常のおつきあいから、相手を思いやり、地域（隣近所）の異変に気づく力を持つ

● 地域が取り組めること

- ・「助けて」を言える関係性を構築できるよう、地域内で顔が見える関係づくりを促す
- ・地域で気になる人に気づき、そのことで話し合う場づくりを行う

● 葛城市が取り組むこと

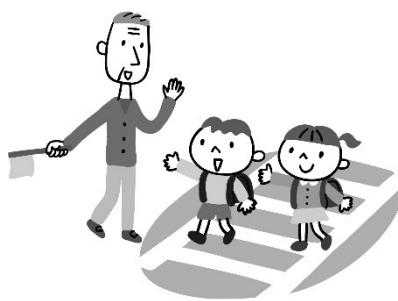
- ・地域とのつながりの必要性について、啓発を行う
- ・相談窓口を充実させ、断らない相談支援に結び付けるように連携体制を強化する
- ・家族のサポートが期待できない、ひとり暮らし世帯等への支援を関係機関と連携して行う
- ・支援を拒否される人に対する効果的なサポート体制を構築する

取り組み	内容
孤立防止に関する普及啓発	孤独死防止や孤立の早期発見のためにチラシ、リーフレット等の配布を行い、当事者が孤立に気づくことを促します。
ひとり暮らし高齢者等の見守り活動等の充実	地域におけるひとり暮らし高齢者等の世帯に対する見守り活動等を民生委員・児童委員と連携して行い、支援の必要な人には適切なサービスへの接続を行います。 また、制度の狭間に陥った方々の包括的な相談支援を実施し、悩み事を抱えている世帯の支援体制を整えます。
各種子育て相談支援の充実	子育て中の親等がひとりで悩みを抱え込まないように、子育て相談窓口を充実させ、親等の孤立を防ぎます。
障がい者・児の相談支援の充実	障がいのある人や発達に不安のある子ども及びその保護者の相談に応じ、課題の改善や解決に向けた支援を行います。

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・多様な相談方法を実践し、気軽に相談対応ができる体制を整える
- ・地域住民、民生委員・児童委員や福祉推進委員等と協力し、困りごとを抱えている人の早期発見に取り組む
- ・見守り活動を推進し、地域内における孤立を防ぐ体制を整える

取り組み	内容
地域の気になる人を早期に発見する仕組みをつくる	ご近所さんやちょっと気になる人の困りごとの情報を収集し、解決に向けたお手伝いのきっかけとして、「あの人気がちょっと心配…」、「どこに相談したら良いかわからない…」といった声に対応します。
地域まるごと支えあい活動の推進	地域のさまざまな暮らしの困りごとが増加する中、住民と一緒に地域をくまなく訪問、調査し、それを解決すべく地域の支えあい活動を立ち上げていきます。
高齢者が地域で安心して暮らせるよう見守り体制を整える	ひとり暮らし高齢者のに配食サービスを行うことにより、安否の確認と健康の増進を図り、地域社会とのつながりを感じていただき、健康で自立した生活を支援します。



基本施策3 福祉に関する情報発信や知る機会等の充実

地域に暮らす人、一人ひとりを支えるためには皆が福祉に対する興味・関心を持ち、正しい情報を入手することが求められます。

正しい情報が得られずに不幸な事態に発展するケースが多くあります。

そのため、行政や社会福祉協議会が行う情報発信をいち早くキャッチするとともに、地域内でもその情報を共有し、広く周知していきます。



● 市民が取り組めること

- ・行政や社会福祉協議会が発信している情報に関心を持つ
- ・福祉に関する情報を知る機会があれば、できる限り参加する

● 地域が取り組めること

- ・インターネットやSNS等が使用できない人には紙媒体を用いた伝達を行う
- ・情報や知識を得る機会への参加を誘い合う

● 葛城市が取り組むこと

- ・情報の受け手の視点にたち、情報を正確にわかりやすく伝える仕組みの充実・強化を図る
- ・様々な媒体や機会を活用し、市民に対して地域活動やボランティア活動に関する情報発信を進める
- ・情報を入手しにくい状況の人へ確実に情報が届くよう支援する
- ・講演会等を行い、市民が福祉に関する正確な情報を入手できる機会を設ける

取り組み	内容
広報誌等の活用	まちの広報誌「広報かつらぎ」やHP等多様な広報媒体を活用し、市政情報等による情報提供の充実を図ります。
情報のバリアフリー化を推進する	一人暮らし高齢者や障がいのある人等、情報を入手しにくい人が身近な地域で福祉や健康等の情報が入手できるよう、地域福祉団体や当事者組織等と協力し、情報が届くよう支援します。
講演会による情報発信	講演会や勉強会を通じて、社会福祉協議会や地域包括支援センター、自立支援協議会、当事者団体等と協力して、情報提供だけでなく、情報を共有して、市民の福祉に関する関心度を高めます。
リターン型の情報発信を推進する	情報を一方的に発信するのではなく、逆に市民からも意見等を還元してもらい、それを反映し、さらに内容向上に活かす取り組みを推進します。

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・広報誌やSNS等を活用し、福祉に関する情報を幅広い世代の人へ、親しみやすくわかりやすい情報発信を行う
- ・必要な人に必要な情報が届けられる取り組みを行う

取り組み	内容
福祉に関する情報をわかりやすく伝える	<ul style="list-style-type: none">・広報誌「ゆうあい通信」の充実 社会福祉協議会の活動や役割、社会福祉協議会が提供しているサービスや社会福祉協議会が抱える資源をPRしていきます。また、幅広い世代に地域の福祉情報をわかりやすく発信していきます。・SNS等の活用 SNS等を使い、福祉情報や講座・セミナーの開催を広く周知していきます。
福祉活動の功績を讃え、共有し福祉に対する関心を高める	社会福祉大会を開催し、住民の自主的かつ自発的参加による福祉活動の推進を図るとともに、より一層の地域福祉向上のための総意を結集し、併せて社会福祉の発展に功績のあった方々に謝意を表します。 また、福祉活動の普及・推進を行い誰もが安心して暮らせる社会の実現を図ります。
福祉情報に関するニーズの把握	広報誌、SNS等を活用し、住民が必要とする情報をキャッチし、適切な情報発信に努めます。

基本施策4 SOSを発信しやすい環境づくりの推進

支援や情報が行き届かない層へアプローチをするとともに、様々な相談事項に対応し、市民一人ひとりが不安に感じた際、SOSを発信しやすい環境づくりの推進を行います。

● 市民が取り組めること

- ・生活における不安がある際、遠慮せずに「助けて」と言える勇気を持つ
- ・小さなことでも自身が必要としている活動や自身が手伝えることを実践する

● 地域が取り組めること

- ・近隣住民の様子に異変を感じた際は、相談機関につないだり、余計なお世話と考えず声かけをする
- ・日頃からあいさつや日常会話、地域活動を通じて、SOSを発信しやすい環境を整える

● 葛城市が取り組むこと

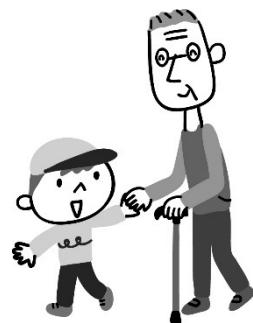
- ・市民が気軽に相談しやすい相談体制を構築し、ファーストコンタクトを逃さず、断らないワンストップ窓口化を目指した取り組みを推進する
- ・相談者の勇気を尊重し、人権や個人情報に配慮したしくみやルールづくりを構築する

取り組み	内容
幅広い相談窓口の設置によるSOSの早期発見	人権、行政、福祉、年金、保険等に関する様々な相談窓口の設置により、相談者のSOSを早い段階でキャッチし、関係機関に適切につなげるよう体制を整えます。
命を大切にし、守る支援	身近で悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につないで見守るゲートキーパーの養成等、自殺の危険を抱えた人々に気づき、適切にかかわる方々の活動を支援します。
生活困窮に関する相談支援窓口の設置	生活が困窮する原因をともに探し、解決に向けた助言や支援を行います。困窮に陥る原因是病気や障がい等、様々な要因が考えられ、相談の内容を精査し、活用出来る制度の案内や、適切に対応出来る各専門窓口や専門機関の紹介を行います。
SOSを発信しやすくする教育や啓発	SOSを発信する支援機関の周知を行うとともに、些細な悩みでも相談できることを啓発し、相談のハードルを下げる取り組みを行います。
相談しやすい環境づくりや配慮の推進	市内の保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校の巡回相談に臨床心理士を派遣し、児童・生徒やその保護者及び保育士・教職員への巡回相談を実施します。

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域全体で支え合える生活支援のしくみづくりをする
- ・助けてと言える「受援力」を高めるしくみづくりに取り組む

取り組み	内容
地域における支え合いの推進	生活支援コーディネーターを配置し、「助けて」といえるお互いさまの考えを広げていくとともに、幅広い年代の参画により、多世代がお互いに支え合う地域づくりを進めます。
地域の見守り連携	市内企業や商店、福祉関係事業所と、地域をつなぐ顔の見えるより良い関係づくりを行い、SOS を言える環境や SOS に気づく地域づくりを行います。
お互いさまの推進	生活の中でちょっとした困りごとや不便が生じたときに、近隣同士がお互いの想いや願いに気づき、支え合える地域づくりを進めます。
生活に困窮した人への支援	低所得者、障がいのある人や高齢者世帯等に対し、必要な資金の貸付を行い、自立更生の支援を行います。



—— 基本目標 2 ——

地域福祉計画 共生の文化が広がる地域づくり

地域福祉活動計画 みんなでつくる安心で魅力ある地域

—— 本市の現状 ——

■ 数字から見る本市の状況

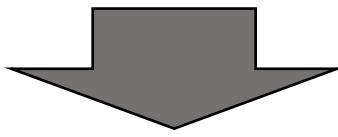
- 年齢3区分人口では、15～64歳人口の割合が年々減少傾向にある一方、65歳以上人口の割合は増加傾向にあります。
- 要支援認定者の推移では、要支援1が250人程度で推移しており、要支援2では、350人程度で推移しています。

■ アンケート調査報告書

- 困りごとがあるときの相談相手では、「家族」が84.8%と最も高くなっています。一方、「どこに相談したらよいかわからない」が5.2%、「相談する人や場所がない」と回答した人が3.2%となっています。
- 近所や友人・知人の方に手助けしてもらいたいことでは、「災害時の避難の手助け」が26.2%、「日常会話の相手」が18.5%となっています。
- 近所や友人・知人の方に手助けしてあげたいことでは、「災害時の避難の手助け」が33.8%と最も高く、次いで「日常会話の相手」が29.8%となっています。
- 地域活動の参加では、「参加している」が62.9%と最も高く、次いで「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が20.6%となっています。
- 地域活動を知ったきっかけでは、「自治会等団体の呼びかけ」が60.4%と最も高く、次いで「地域の回覧板等」が38.1%、「市等の広報」が25.0%となっています。

■ まちづくり懇談会

- 互いに助け合う感覚を持つことは大事。自分がすることで誰かが助かり、その連鎖が生まれます。
- 子どもが小さいときに迷子になったが、近所の人たちが協力して、すぐに探してくれた。これは、普段から、つながっていたからできたことです。
- 地域の人と福祉をどうつなげていくか。日常的に市内福祉事業所へ気軽に出入りできるしくみがあれば良いです。そこから相談しやすい環境ができ、常に地域と交わる関係を作ることができます。
- コンビニやスーパー等と連携した相談窓口を設置できると良いです。
- 支える人を増やし、共感する人を増やし、ゆっくり育っていくことも大切です。



———— 本市の課題 ——

■ 地域福祉を担う人材の育成

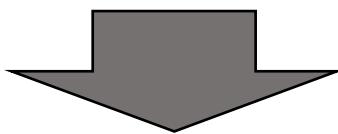
- 地域福祉団体やボランティア団体が継続的に活動できるよう、新規メンバーの加入や後継者の育成を行う必要があります。
- 地域活動に参加しやすいきっかけを増やしていく必要があります。

■ 切れ目のない相談支援ネットワークの構築

- 相談者から最初に相談を受けた機関が確実に受け止める体制づくりが必要です。
- 包括的支援を実施するための支援ネットワークづくりが必要です。
- 身近な地域でのネットワークづくりを支援する必要があります。

■ 安心して暮らせる体制づくり

- 防犯の観点からも高齢者や障がいのある人、子ども等が被害に遭うリスクが高いことから、周囲が積極的に安全対策等の取り組みを増やしていく必要があります。
- 災害時に支援を求めている方と支援をしたい方がおり、スムーズにお互いが支援し合える体制を構築する必要があります。



基本施策1 地域福祉を担う仲間づくり

基本施策2 身近な相談支援ネットワークの構築

基本施策3 災害時にひとりも取り残さない取り組みの推進

基本施策4 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

基本施策Ⅰ 地域福祉を担う仲間づくり

人口減少及び高齢化が予測される中、持続的に地域福祉を推進するためには、福祉力を身につけた人材の育成や仲間づくりを促進することが重要となります。そのため、地域福祉を担う人材を育成し、確保するとともに、各種団体やボランティア活動等の育成を進めます。

● 市民が取り組めること

- ・様々な福祉のあり方について行政等が行うイベントや講演会に参加する
- ・多様な世代と交流を積極的に図る
- ・地域でどんな人が困っていたり、助けが必要かみんなで話し合ってみる

● 地域が取り組めること

- ・福祉に関するイベントや講演会への参加の声かけをする
- ・様々な世代が交流している場があることを地域住民に知らせる

● 葛城市が取り組むこと

- ・多世代が交流できる機会を創り出し、同じ目的を共有する仲間を増やす
- ・各種団体やボランティア等が活動をしやすい環境づくりを行う

取り組み	内容
多世代交流を通じた担い手を増やす	子どもたちや高齢者の方々がボランティア活動等を通じて交流を促し、思いやりや助け合い等の福祉の心を醸成します。
子育て支援ボランティアの育成・支援	子育て支援ボランティアが「つどいの広場」等の子育て支援事業を通じて、親子に関わる機会を増やすとともに、子育ての経験者として子育て中の親等の不安の解消を支援します。
アクティブラジニアによる地域福祉活動の推進	定年退職後等のアクティブラジニアを対象に、地域福祉に携わるための講習会や研修、また交流の機会を創出します。

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域福祉のまちづくりを担う新たな人材の発掘・育成を行う
- ・地域の福祉に興味関心を持ってもらうための機会を提供する
- ・様々な世代が交流できる機会を提供する

取り組み	内容
世代間交流の推進	葛城市内幼稚園及び保育所（園）の園児が、葛城市内の福祉施設等を利用する者と交流し、それぞれの立場等を理解し尊重し合う心を育て、共に支え合う地域づくりを推進するため、「世代間交流事業」を実施します。
ボランティア活動の育成及び支援	<ul style="list-style-type: none"> 葛城市ボランティア連絡協議会が中心となり、各種ボランティア団体等が活動を行うまでの様々な支援活動を行います。 ボランティア活動をはじめるきっかけや、福祉に关心を持つもらうため、また活動中のボランティア活動について、フォローアップを行うため、各種講座を開催します。 コミュニケーションの場づくりを行い、新しい人とのつながりをつくり、地域の魅力を伝える人材の育成や発掘を行います。
福祉意識を醸成する仕組みづくり	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の福祉教育の実施や、中高生向け講座の企画、高校生や大学生と協働で福祉教育プログラムの開発・提供を行います。 教職員との情報交流会を実施します。 親子参加型での福祉講座や世代間交流の推進を実施します。



基本施策2 身近な相談支援ネットワークの構築

市民が身近な地域で相談することができ、支援につなげることができる体制を充実させることが重要となります。そのため、地域の相談窓口や相談支援機関を含む様々な専門機関が、お互いの活動内容や役割への理解を深め、相談対応において積極的な連携を図ります。

● 市民が取り組めること

- ・身近に相談のできる相手を見つけ、日頃から相談ができるようにする
- ・支援が必要になった場合も困らないよう、相談先やサービス内容等に関する理解に努める

● 地域が取り組めること

- ・地域内で相談をし合える体制を整える
- ・身近な相談を行える事業所等を把握し、地域住民と共有する

● 葛城市が取り組むこと

- ・市民が困ったときや支援を必要とするときに、安心して相談できるよう、各種相談窓口に関するわかりやすい情報提供を行う
- ・身近な地域での相談支援から緊急対応や専門的な対応まで、重層的な支援体制を整える
- ・市内にある社会資源を活用し、ネットワーク化を促進する

取り組み	内容
子育てや養育に関する相談支援ネットワークづくり	保健・福祉・教育等に関する窓口のワンストップ化を図り、子ども・若者サポートセンター等、支援機関が中心となって、関係機関との連絡調整や支援会議等を実施し、解決に向けた取り組みを行います。
制度の狭間に応じた相談支援の体制づくり	生活困窮者自立支援事業の実施により、窓口のワンストップ化を図り、様々な内容に関する相談を受けています。また、制度の狭間や複合的な課題については、関係機関との連絡調整や支援会議等を実施し、解決に向けた取り組みを行います。
高齢者や介護に関する総合相談支援の実施	地域ケア会議等を活用しながら、福祉に関する様々な相談支援体制を構築していきます。
障がいのある人に関する総合相談支援の実施	障がいのある子どもや発達に不安のある子ども及び保護者の相談に応じ、教育や保育、障がい児通所サービス等や各種手当・助成制度利用への対応を行い、地域生活の充実を図ります。

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域に気軽に相談できる拠点を市内事業所と連携して設置する
- ・問題が深刻化する前に対応する体制を整える
- ・それぞれの相談機関が連携する体制を推進する

取り組み	内容
電話、窓口による相談	「心配ごと相談所」の開設のほか、社会福祉協議会の窓口や電話により随時相談を受ける体制を強化します。
市内事業所間の連携	市内事業所等と連携した専門的な相談窓口の開設を図ります。
SNS 等の活用	SNS 等を使った相談窓口を開設し、気軽に相談体制を構築します。
相談支援のネットワークの充実	民生委員・児童委員や福祉推進委員、当事者団体とネットワークを作り相談事（困りごと）をつなぐ人材の充実を図ります。
困りごとの早期発見・予防	困った時の連絡先一覧の作成を行い、問題の早期発見に努めます。

基本施策3 災害時にひとりも取り残さない取り組みの推進

誰もが安心して避難できる体制を整え、地域防災力を強化することにより、災害時においてひとりも取り残さない取り組みを推進することができます。

そのためにも、災害時を想定した話し合いの場の設置や行動指針、人材の確保・育成を行っていくことが求められます。

● 市民が取り組めること

- ・日頃から災害時における対応について、家族と話し合い、行動指針等を決めておく
- ・防災マップや避難訓練を通して、避難場所の状況を把握する
- ・各家庭にそった、避難時の非常持ち出し品を備えておく
- ・防災に関する知識を身につける

● 地域が取り組めること

- ・災害時の対応について、地域で話し合いの機会を設ける
- ・避難時に支援が必要な人を地域で把握し、有事の際の安否確認と、避難誘導の体制を整える

● 葛城市が取り組むこと

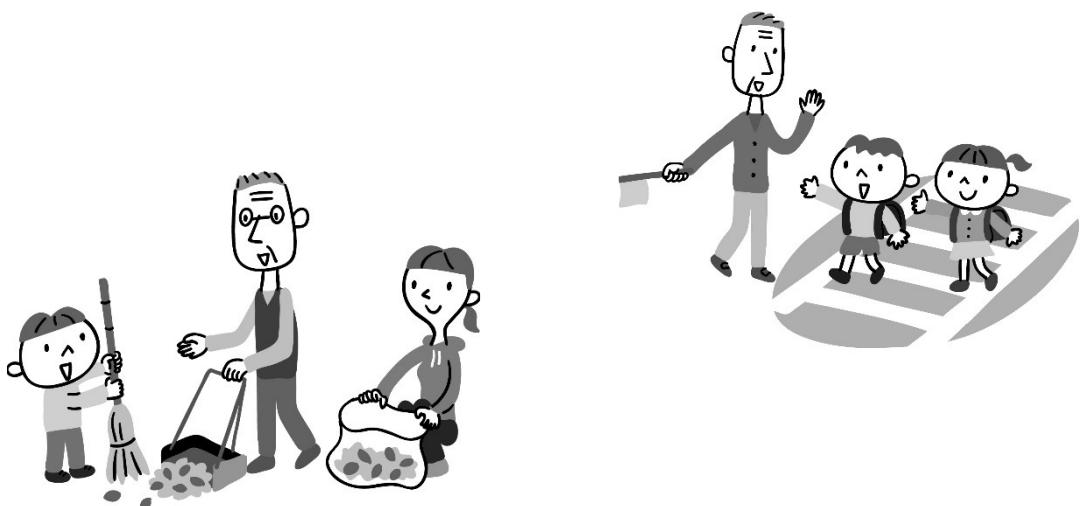
- ・災害時に誰一人取り残されることのないよう取り組みを行う
- ・地域の介護保険事業所等の高齢者支援施設や障がい福祉事業所と協力し合い、災害弱者となる人の避難が安全に行えるよう配慮した防災訓練を推進する
- ・防災意識の向上を図るため、各種啓発を行うとともに、地域での防災訓練に多くの人が参加できるよう情報提供を行う

取り組み	内容
災害時における要配慮者への支援	災害対策基本法において、高齢者や障がいのある人、外国人、乳幼児、妊婦等は要配慮者と位置付けられており、災害時に各大字区長や民生委員・児童委員と連携を図り、安否確認や、安全な避難行動、避難所における生活に困難をきたすことのないよう支援を行います。
地域防災力の強化	地域の防災力を強化するため、消防団員の確保を図るとともに、防災に関する平時の啓発活動や自主防災組織への活動支援、自助・共助の考え方の普及・啓発を行う防災士に対する支援を行い、育成の強化を図ります。

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域住民が災害時に協力し合える体制づくりを行う
- ・日々の生活の中で防災意識の向上を図ることのできる取り組みを行う

取り組み	内容
地域の福祉防災力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から有事の際に備えた、防災、防犯マップづくりを行います。 ・市民、事業所共同での防災訓練を実施し、地域での避難体制や安否確認等の体制づくりを行います。 ・災害時要援護者マップの作成を行います。 ・災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行い、いざという時に、迅速、かつ適切に対応できる体制を整えます。
災害ボランティアの育成	災害ボランティア講座を開催し、災害時に迅速にニーズに対応できるしくみを整えます。



基本施策4 誰もが安心して暮らせるしくみづくり

誰もが安心して暮らせるためには、防犯・防災対策といった有事の際の体制づくりや、市民一人ひとりが人権に対する理解を深めることが前提となります。

そのうえで、誰もが地域への関心を高め、地域福祉の必要性を認識するための意識啓発に取り組み、併せて気軽に地域活動へ参加できるようなしくみ、環境づくりを推進します。

● 市民が取り組めること

- ・地域における生活上必要なマナーやルールを守る
- ・お互いの人権を尊重する意識を高める
- ・人権や福祉に関する研修会や学習会に積極的に参加する

● 地域が取り組めること

- ・より多くの住民が地域の活動に参加できるよう、呼びかけや工夫を行う
- ・大字の地域組織や自治会等の未加入の世帯等に対して、組織の役割や活動内容をPRし、その加入を促進する
- ・虐待やDV等の人権侵害等により、地域で安心して暮らすことに支障がある場合は、解決に向けた取り組みをする
- ・新型コロナウイルス感染症等に関する偏見や差別的な言動に同調せず、行政機関の提供する正確な情報に基づき冷静に行動する

● 葛城市が取り組むこと

- ・地域での見守り体制を強化するため、地域団体等との連携による巡回パトロールや声かけ運動を推進する
- ・関係機関や地域団体等と連携し、快適な生活環境づくりのための取り組みを進める
- ・虐待等を未然に防止し、発生した場合は迅速な対応を行う
- ・子どもから高齢者まで安心して暮らせるための取り組みを推進する

取り組み	内容
地域防犯体制の強化	<p>子どもの登下校等の安全を確保するため、市内を巡回する青色防犯パトロールや子ども 110 番の家に関する取り組み等の充実を図ります。</p> <p>さらに通勤・通学路の安全を確保するため、街灯設置の促進や犯罪を抑止するために駅周辺や犯罪発生件数が多い箇所を中心に防犯カメラの設置・運用を行います。</p>
住みよい環境づくりの強化	<p>環境美化のために各大字と協力して市内一斉清掃の実施を行います。また、市民の地域における環境美化保全に対する意識を高めるため、生活上のマナーやルールを守るよう啓発を行うとともに、日頃から美化活動に努めていただくよう呼びかけを実施します。</p> <p>また、増改築・耐震相談等の建築に関する様々な相談ができる機会を提供します。</p>
虐待の早期発見・予防と迅速な対応の強化	<p>乳幼児健康診査や乳児家庭全戸訪問等訪問事業等の機会を活用して、虐待要因のひとつでもある子育ての不安を軽減し、虐待の早期発見に努めることに加え、必要に応じて、虐待リスクの高い人への支援を行います。また、高齢者や障がいのある人等に対する虐待等を早期発見するため、関係機関との連携に努めるとともに、虐待が発生した場合は、被害者の緊急保護や適切なサービス利用等を行えるよう支援を行います。</p>
配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護	<p>DV 被害者の一時保護等を含めた支援の実施やフェミニストカウンセリング等の相談支援、女性弁護士による無料法律相談、女性に対する暴力防止と児童虐待防止を一体的に啓発するパープル・オレンジリボン運動等の啓発活動も行います。</p>
障害者差別解消法を踏まえた取り組みの推進	<p>障害者差別解消法に規定される「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」についての考え方を踏まえ、行政はもとより、関係機関、市民への啓発に取り組みます。</p>
高齢者への虐待の早期発見・予防に向けた取り組み	<p>家庭内等における高齢者の虐待において、早期に発見するため、事業所と連携した情報共有を図るとともに、予防に向けた周知活動等を行います。</p>

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・「その人らしさ」が可能となる地域生活を支援する取り組みの充実を図る
- ・誰もが安心して暮らせるようサポートができる地域支援を行う
- ・社会福祉協議会の特性を活かしたサービスを実施する

取り組み	内容
当事者理解の促進	地域の中において、障がいや認知症等に対する正しい情報や知識を広め、理解者・支援者を増やします。
日常生活用具の貸出	疾病または負傷等により、長期間臥床状態にある在宅の要援護者に対し、日常生活用具を貸し出すことで介護の充実を図ります。
多様なサービスの提供	地域とのつながりを重視し、社会福祉協議会の特性を生かしたサービスを行います。 <ul style="list-style-type: none">・介護保険サービスの充実・障がい福祉サービスの充実
見舞金・激励金支給により暮らしを守る取り組み	<ul style="list-style-type: none">・疾病または負傷、交通災害等により、父または母を失った児童の健全育成及びその福祉の増進を目指し、激励金を支給します。・火災により被害を受けた世帯に対し、見舞金を支給します。
防災・防犯マップづくりの推進	「お互いに助け合う」の精神を育て、地域力を高める防犯・防災マップづくりを推進します。

取り組み	内容
寄附文化の醸成	赤い羽根共同募金事業により、寄附文化の醸成と福祉の心の浸透を図ります。
日常生活において判断能力に不安のある人を支える取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活自立支援事業 認知症高齢者、精神に障がいのある人、知的に障がいのある人等、判断能力が十分でない人が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行います。 ・法人後見事業 認知症高齢者、精神に障がいのある人、知的に障がいのある人等の判断能力が十分でない人に対して社会福祉協議会が成年後見人、保佐人または補助人となることにより、成年被後見人、被保佐人または被補助人の意思を尊重し、財産管理、身上保護を行い、その権利を擁護し、地域福祉の推進に寄与します。
権利擁護普及・啓発	権利擁護支援について理解を深めた市民、専門職を増やすために、セミナーの開催やチラシの作成により、成年後見制度や日常生活自立支援事業についての普及・啓発を行います。

—— 基本目標 3 ——

地域福祉計画 まちづくりに広がる地域づくり

地域福祉活動計画 みんなで考える未来の地域

—— 本市の現状 ——

■ 数字から見る本市の状況

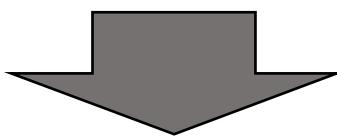
- 本市の総人口の推移をみると、平成 17 年から令和 2 年の 15 年間で、約 1,700 人の人口が増加しています。
- 一方で人口減少対策を講じなかった場合、令和 42 年では約 30,000 人まで減少すると推計されています。

■ アンケート調査報告書

- 地域活動の参加では、「参加している」が 62.9% と最も高く、次いで「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」が 20.6% となっています。
また、活動内容は、「地域の清掃活動」が 70.2% と最も高く、次いで「地域のお祭りやイベント」が 57.1% となっています。
一方、全く参加したことがない方で、今後参加したい活動内容は、「地域のお祭りやイベント」が 62.8% と最も高く、次いで「文化活動や趣味のサークル等」が 37.2% となっています。
- 地域活動を知ったきっかけでは、「自治会等団体の呼びかけ」が 60.4% と最も高く、次いで「地域の回覧板等」が 38.1%、「市等の広報」が 25.0% となっています。
- 葛城市への愛着では、「少し愛着がある」が 43.2% と最も高く、次いで「とても愛着がある」が 42.8% となっています。

■ まちづくり懇談会

- 福祉教育は大切なことですが、学校等に出向き授業に取り入れてもらうだけでは不十分、その前に自分たちが住んでいる地域の魅力について伝えることが重要です。
- 体操教室を 10 年くらいやっていますが、新興住宅地の方は参加されない。既存のコミュニティに新しい人が入りにくい雰囲気があります。
- 若い人たちを動かしたい。一番不安に感じているのは彼らだと感じます。



—— 本市の課題 ——

■ 新たな情報発信の必要性

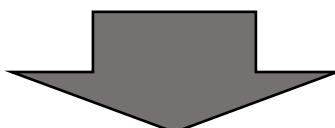
- 従来の紙媒体による情報発信のみならず、時代に即した情報発信を行うことで、幅広い層に周知するとともに、積極的な情報発信が必要です。

■ 地域資源の活用

- 地域の様々な人的資源・物的資源を把握し、共有しながら、地域で活躍できるしくみづくりが必要です。

■ 地域に愛着を持った担い手の育成・発掘

- 地域の福祉や未来を担う人材を早期から育成し、地域への愛着をもってもらうとともに、多様な福祉のあり方の理解を促す必要があります。
- 地域福祉活動への若年層の参加が少ないことから、福祉教育については、学校と連携をとりつつ、子どもや子育て世代に対して、参加を促す必要があります。
- 自然環境や文化遺産に恵まれた魅力を次世代へ伝承していく取り組みが必要です。



基本施策1 社会参加を通じた、愛着のある地域づくりの推進

基本施策2 オンラインを活用した情報発信とコミュニティ形成
の支援の実施

基本施策3 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進

基本施策4 地域の未来を支える多様な担い手づくり

基本施策Ⅰ　社会参加を通じた、愛着のある地域づくりの推進

住んでいる地域をよく知り、地域のイベントや活動に参加することにより、ふるさと葛城市への愛着が深まります。

地域づくりの活動は、自分の住んでいる地域を大切に思い、住み続けたいという気持ちにつながります。

そのため、住んでいる地域の魅力を発見し、それらの情報を共有し、次代へ継承していくことが大切です。

● 市民が取り組めること

- ・地域で行われているボランティア活動やイベントに積極的に参加する
- ・行政や社会福祉協議会等の情報や社会資源を活用して、様々な活動に携わる
- ・住んでいる地域に興味・関心を持ち地域を知る

● 地域が取り組めること

- ・地域で行われている活動やイベント等の情報を共有する
- ・地域活動に参加することへの声かけをする
- ・地域の歴史のあるお祭りや季節ごとの行事を通じて、世代間の交流を行う

● 葛城市が取り組むこと

- ・市内で行われている様々な地域の活動や伝統文化に関する情報を提供する
- ・地域での活動を行いやすくするための調整や支援を行う
- ・地域が活性化する取り組みに対して、市として後援等の支援を行う

取り組み	内容
市民に向けた地域の魅力や情報発信の充実	広報誌やインターネット、SNS 等を活用し、地域の活動紹介や地域の魅力に関する様々な情報発信を行います。
市民の社会参加のきっかけづくりの推進	民間事業者等と連携し、さまざまな市民が気軽に参加できるよう、そのきっかけとなる地域行事やイベント等を充実していきます。
地域福祉の拠点づくりの推進	福祉総合ステーションの活用方法について、社会福祉協議会と連携し、新たなモデル事業の創設や地域福祉の拠点として、再構築を図ります。

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・学校と地域、子どもと大人がつながりを持つ機会をつくる
- ・地域の様々な状況や課題についてともに学び、考える機会をつくる
- ・福祉力の向上を目指したイベントやセミナー等の機会をつくる

取り組み	内容
世代間交流の推進 (再掲)	葛城市内幼稚園及び保育所（園）の園児が、葛城市内の福祉施設等を利用する者と交流し、それぞれの立場等を理解し尊重し合う心を育て、ともに支え合う地域づくりを推進するため、「世代間交流事業」を実施します。
ボランティア活動の育成及び支援 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・葛城市ボランティア連絡協議会の設置をはじめ、各種ボランティア団体等が活動を行うまでの様々な支援活動を行います。 ・ボランティア活動をはじめるきっかけや、福祉に关心を持つもらうため、また活動中のボランティア活動について、フォローアップを行うため、各種講座の開催を行います。 ・コミュニケーションの場づくりを行い、新しい人とのつながりをつくり、地域の魅力を伝える人材育成や発掘を行います。
交流や生きがいづくりの推進	陶芸教室、社交ダンス、太極拳等の教室の開催を通じて、参加者の生きがいを高め、仲間との交流の輪を広め親睦を図る機会を作るため、各種教室を開催します。
福祉意識を醸成する仕組みづくり (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の福祉教育の実施や、中高生向け講座の企画、高校生や大学生と協働で福祉教育プログラムの開発・提供を行います。 ・教職員との情報交流会を実施します。 ・親子参加型での福祉講座や世代間交流の推進を実施します。
人材育成と人材発掘	コミュニケーションの場づくりを行い、新しい人とのつながりをつくり、地域の魅力を伝える人材育成や発掘を行います。
地域愛の醸成	地域を知ることで地域のおもしろさを発見し、地域の魅力を引き出すための取り組みをします。

基本施策2 オンラインを活用した情報発信とコミュニティ形成の支援の実施

本来の地域福祉のあり方は、人と人が集うことを基本に考えられてきました。しかし、新しい生活様式に基づく地域福祉を考えたとき、従来の「地域」の概念を変える必要性が生じます。どこかの場所に集まらなくてもオンラインでつながることが可能となり、オンラインを活用することで、もっと幅広い年代層の参加もできるようになります。

一方、情報発信や情報共有についてリアルタイムに実践でき、利便性は向上する反面、すべてが解決できるとは言えません。

今後は、オンラインを並行活用しながら、地域福祉活動にバランスよく取り入れるしくみを構築する必要があります。

● 市民が取り組めること

- ・SNS等を活用して情報収集を行うとともに、シェア機能等を用いた情報受発信を行う
- ・SNS等のツールの操作方法を身につける
- ・SNS等の情報を発信する前に、情報の信憑性や内容について再考し、差別や誹謗中傷にならない投稿をする

● 地域が取り組めること

- ・地域内でSNS等のツールの操作方法について、相互に教え合う機会をつくる
- ・地域内でSNS等を積極的に活用するとともに、取り残される人がないよう配慮する

● 葛城市が取り組むこと

- ・オンラインの特性を活かした情報の受発信を促進する
- ・新しい生活様式に対応した多様なネットワークによる新しい地域福祉活動を支援する

取り組み	内容
SNS等を活用した情報提供の浸透	SNS等を活用して、幅広い世代層の住民に情報を発信し、共有化を図ります。
SNS等を活用した安否確認や相談対応	安否確認サービスアプリ等を活用し、一人暮らしの高齢者等の安否確認や相談対応を行います。 また、オンラインを利用できない人には、電話や往復はがき等の郵便を活用する等、多様な形態を選択できるように配慮します。
オンラインを活用した交流支援	人との交流等において、オンラインへの移行が進む中、オンラインの特性を活かした交流支援を行い、人と人とのつながりが途絶えないような仕組みづくりを行います。

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・幅広い世代が使用できるオンラインを活用したつながり方の構築を支援する
- ・SNS 等が活用できるような支援を行う

取り組み	内容
SNS 等の活用	紙媒体に加え、SNS 等やオンラインを活用した新たなつながり方を提案します。
ボランティアの育成及び活動支援	新型コロナウイルス感染症拡大等により活動規模が変化する中でも、SNS 等を活用した新しい生活様式でのボランティア活動支援や活動方法を提案します。

基本施策3 誰もが自分らしく暮らせる地域づくりの推進

誰もが人と関わりつながることで自分らしく暮らせる地域とは、一人ひとりが人権について学び、子ども・高齢者・認知症や障がいのある人等について理解を深めることが前提となります。

自らが作り出した自分自身の心の障壁（バリア）に気づき、それを取り除くことで、自分自身も含め誰もが生き生きと活躍できる地域づくりを目指します。また、権利擁護制度の利活用を推進します。

● 市民が取り組めること

- ・一人ひとりの人権を尊重する
- ・困っている人に対してちょっとした手助けを心掛ける

● 地域が取り組めること

- ・人権についての学習会に参加して学びや気づきを深める
- ・権利擁護について、身近な視点で勉強会を行う
- ・誰もがかけがえのない地域の一員としてそれぞれの役割を果たす
- ・気軽に声かけができる環境を育む

● 葛城市が取り組むこと

- ・「その人らしさ」が認められる地域生活を支援する取り組みの充実を目指す
- ・認知症や障がいの理解を促し、差別のない、誰もがいきいきと暮らせる地域づくりを推進する
- ・当事者団体と連携し、地域における啓発活動や研修会等の開催を支援する

取り組み	内容
人権啓発	人権啓発講演会等の啓発活動の実施を通じて人権尊重の理念に対する市民の理解を深めます。
社会教育としての 人権教育の推進	「人権教育講座」や人権教育地区別懇談会により、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育を行うとともに、地域における指導者等の人材を育成します。
認知症の理解の促進	認知症について理解を促進するとともに、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。 認知症カフェを推進することで認知症の人の居場所をつくる事や、認知症サポーターを養成し、認知症の人に適切な関わりができる人を増やし、同時に地域の事業者に対しても働きかけます。

取り組み	内容
障がいに関する理解の促進	<p>障がいについて正しい理解を促し、共生する社会の実現に向けた支援を行います。</p> <p>地域・事業者へまほろばあいサポート運動を展開し、あいサポートを増やすことで、障がいのある人にちょっとした手助けができる地域づくりを推進します。同時にヘルプマークの促進を行い、外見からは障がい等のあることが見えにくい人に対する心遣いができる優しい地域づくりを目指します。</p>

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・これまでのつながりに加え、新たな結びつきを生み出し育むことにより、地域の活動を高めていく

取り組み	内容
地域における集いの場の推進	地域住民が主体となって自主的に運営し、高齢者や子育て中の親子等が地域で孤立することなく、住民の誰もが気軽に集えるふれあい・いきいきサロンの活動を推進し、仲間づくりの輪を広げ、いきがいづくりや社会参加の場づくり支援を行います。
多様な世代・組織がつながる交流の場の創設	転入してきた人や子育て世代等、多様な世代の住民が交流できる機会を創出します。
ボランティア活動・市民活動の活性化	地域での支えあい、助け合いの力を高めていくために地域福祉活動に主体的に参加・参画する地域住民を拡大していくことを目指します。
ボランティアの育成及び活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに関する情報の発信や、ボランティア活動をしたい人とボランティアを求める人をつなぐコーディネート機能の充実に努めています。 ・市内で活動中のボランティア団体の紹介や活動状況等を市民に周知していきます。 ・ボランティア団体間の交流を図り、互いの情報交換を行える機会を作っていきます。 ・ボランティア講座やコーディネーター養成講座を開催していきます。

基本施策4 地域の未来を支える多様な担い手づくり

将来を支える担い手を育成するため、学校等教育機関において福祉教育を推進するとともに、幼少期から多様な世代と交流できる環境を整えます。また、福祉は誰もが関わりのあることであるということを認識できる体制をつくります。

● 市民が取り組めること

- ・家庭において地域福祉について話をする機会をつくる
- ・福祉は誰にでも関わりがあることを知る

● 地域が取り組めること

- ・地域で福祉教育が受けられる環境づくりをする
- ・地域で福祉について対話する機会をつくる

● 葛城市が取り組むこと

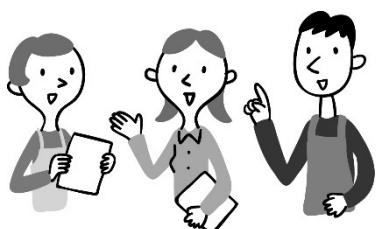
- ・様々な教育現場において、福祉教育の推進を図る
- ・多世代が交流できる機会を創出し、地域の福祉について身近に感じられる機会をつくる
- ・地域福祉の未来を支える子どもたちを育成する

取り組み	内容
インクルーシブ教育の推進	特別な支援を必要とする子どもについて、就学前から卒業後にわたる切れ目のない支援体制の整備に努め、教育部局と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を地域で構築します。
教育現場における人権学習の推進	人権が尊重される社会や地域を築く人間の育成を目指し、すべての教育活動を通じて人権教育を推進します。
子どもを大切に思う気持ちを育む教育	市内中学校において「乳幼児と出会いふれあい交流」等を通じ、将来の父親・母親になる世代に子どもを大切に思う気持ちを育む教育を行います。
福祉教育の推進	高齢者との交流や清掃活動等を通じ、思いやりや助け合い等の福祉の心を醸成する福祉教育を推進することに加え、特別支援学校の児童・生徒との交流を図ります。

● 葛城市社会福祉協議会が取り組むこと

- ・多様な世代がつながり地域の魅力を生み出す取り組みを行う
- ・共に学び考える機会をつくり、福祉力の向上を図る

取り組み	内容
地域の福祉力向上のための担い手づくり	出前講座やイベント等を通じて、福祉に関する啓発及び理解促進に努めます。
SNS の活用	SNS の使い方を指導してくれる人材の確保と地域の福祉情報等の新たな担い手を増やします。
子どもも楽しめる地域活動の実施	地域活動を楽しいものにし、学校とも連携しながら、子どもたちが主役となる活動を行います。
体験活動を通じた将来を担う人材の育成	様々な体験を通してコミュニケーション能力を育成する機会を提供します。
次世代まちづくりリーダーの育成	子どもが自ら考え、地域を愛する心を育む、体験・参加型のまちづくり教育を行います。
中学生・高校生向けまちづくりワークショップの開催	中学生・高校生が自分たちが住む地域の福祉について理解を深め、自分たちに何ができるかを考える機会の創出を行います。



第4章 葛城市成年後見制度利用促進基本計画

第1節 計画策定の背景

第1項 成年後見制度利用促進基本計画について

平成28年5月13日に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びに基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

国は平成29年3月に成年後見制度利用促進基本計画を策定し、市町村は第14条第1項に基づき、国との基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用の促進に関する施策について定めた計画の策定に努力するものとして記載しています。

のことから、本市では、「葛城市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、成年後見制度の利用促進に向けた具体的な施策等を定め、計画的に推進します。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 抜粋

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

第2項 成年後見制度について

成年後見制度とは、認知症高齢者や障がいのある人等、自分で判断することが難しい人について、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、身の回りに配慮しながら財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

判断能力が十分でない人は、不動産や預貯金等の財産管理や、身の回りの介助のための介護サービスまたは施設への入所等に関する契約を結ぶ必要があっても、自分で行うことが難しい場合があります。

また、自分に不利益であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、消費者被害に遭うおそれもあります。このような判断能力が十分でない人を成年後見人等が保護し、本人に代わって財産管理や契約行為等の支援を行います。

本計画は、こうした人々の権利と利益を守る上で重要なものであり、制度の更なる啓発及び円滑な利用に向けた支援を推進していきます。

第3項 国の基本計画の概要

「国の基本計画」は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づいて、成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために策定しています。

この計画に示されている基本的な考え方と目標は次のとおりです。

(1) 基本的な考え方

①ノーマライゼーション

(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)

②自己決定権の尊重 (意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)

③財産管理のみならず、身上保護の重視

(2) 施策の目標

①利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進めます。

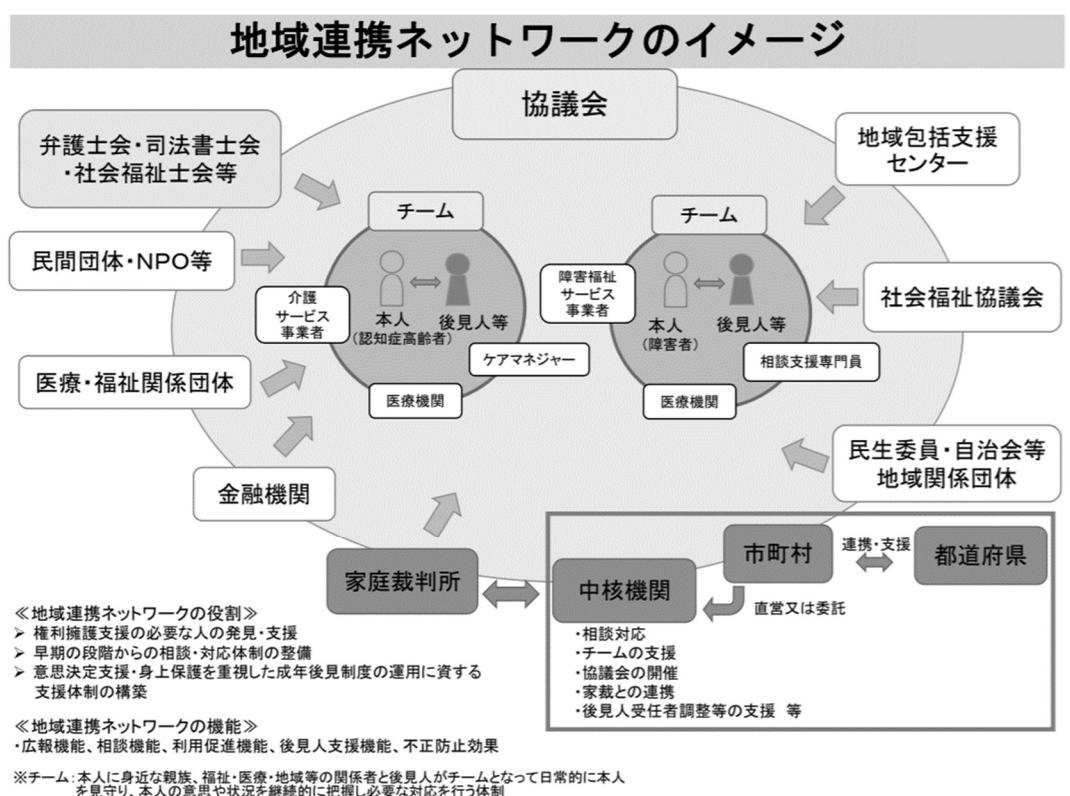
②全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図ります。

③後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備します。

④成年被後見人等の権利制限に係る措置（欠格条項）を見直します。

（3）市町村の役割

- ①地域連携ネットワークの設置・運営において積極的な役割を果たします。
 - ②地域連携ネットワークに期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村の計画を定めるよう努めます。
 - ③成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他合議制の機関を置くよう努めます。
 - ④地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケアシステム等の既存の資源・仕組みを活用し、地域福祉計画等既存の施策と有機的な連携を図りつつ進めます。



※厚労省作成資料

第4項 計画の位置づけ

葛城市成年後見制度利用促進計画は地域において、福祉サービスの利用等が必要な人に適切な利用につながるよう、葛城市地域福祉計画と一体で策定することとします。

計画期間も令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会情勢等の変化に対し柔軟に対応するため、計画期間内でも見直しを行うことがあります。

第2節 計画の基本的な考え方

第1項 基本方針

葛城市成年後見制度利用促進基本計画では、市民が一生涯を通して、地域で安心して自分らしく暮らせるよう、地域全体での支え合いを促し、地域共生社会の実現に向けた取り組みを促進します。

また、本計画の策定にあたり、成年後見制度の利用促進に関する諸法律や国の成年後見制度利用促進基本計画を勘案し、今後、利用の必要性が高まっていくと考えられる成年後見制度について制度の周知や理解を進める施策を総合的に推進していく計画とします。

第2項 基本目標

基本目標1 成年後見制度の普及及び啓発

成年後見制度の利用を促進するため、セミナーの開催や広報等による制度の周知・啓発を図ります。

基本目標2 成年後見制度の利用促進支援

本人や親族等による後見開始の審判申立てが期待できない人や、経済的な理由で制度を利用する事が困難な人に対し支援を的確に行います。

基本目標3 地域連携のネットワーク構築

成年後見制度の実施にあたり、中核機関を起点とした親族や専門家、関係機関等と連携するネットワークを構築することによって、本人及び後見人等を支援する体制を整えます。

第3節 成年後見制度利用促進基本計画の施策

第1項 成年後見制度の普及及び啓発

認知症、精神障がいや知的障がいにより判断能力が十分でない人等や将来の判断能力の低下に不安を抱く人を対象に、財産管理や身上保護に関する法律行為をサポートする制度である成年後見制度を普及・啓発するとともに、制度を必要とする市民に対し、情報の伝達を行います。

■ 基本施策 成年後見制度の普及・啓発事業

利用者に寄り添った制度の運用を図るために、自ら意思を決定することに困難を抱える人が、日常生活のあらゆる場面で本人の意思が尊重されるよう、意思決定支援の重要性の啓発に努めます。

また、権利擁護支援が必要な人と接する機会の多い、福祉施設や医療機関等に対しても成年後見制度の普及・啓発や周知に努め、地域での生活が継続できるよう支援します。

● 葛城市が取り組むこと

取り組み	内容
制度活用への理解促進	成年後見制度の内容に関する周知を行い、制度の適切な運用が行われるような活動に取り組みます。
権利擁護普及・啓発	権利擁護支援について理解を深めた市民、専門職を増やすために、セミナーの開催やチラシの作成により、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業等についての普及・啓発を行います。

第2項 成年後見制度の利用促進支援

本人や親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない人を対象に、市長が審判の申立てを行い、申立てにかかる経費や後見人の報酬を負担することが困難な人に申立て費用や後見人等報酬の助成を行うことで成年後見制度の利用促進を図ります。

■ 基本施策Ⅰ 市長による審判の申立て

本人や親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない人については、老人福祉法等により市長が申立てを行うことができます。

市長による審判の申立てを行う場合の手続き等を定め、成年後見制度の利用を支援します。

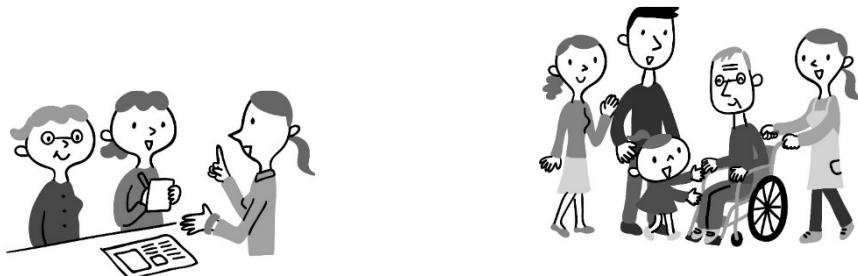
● 葛城市が取り組むこと

取り組み	内容
市長による成年後見の審判の申立て	本人や親族等による後見開始の審判の申立てが期待できない人については、市長が申立てを行う場合の手続き等を定めるとともに、審判の申立てに伴う費用の負担に関し必要な事項を定め、成年後見制度の利用支援に取り組みます。

● 成年後見制度における市長申立て件数の推移

(単位：件)

年度	後見	保佐	補助
平成29年度	1	3	0
平成30年度	3	3	0
令和元年度	5	3	0



■ 基本施策2 申立てに要する経費や後見人等の報酬への助成

経済的な理由から、成年後見制度の利用が困難な人に対し、申立てに要する経費や後見人の報酬の助成を行います。

● 葛城市が取り組むこと

取り組み	内容
成年後見制度の利用にかかる費用の助成	成年後見制度の利用に際し、申立てに要する経費や、後見人等の選任後の報酬を本人の財産から負担することが困難な人に対し助成を行います。

● 助成制度の利用推移

(単位:人)

年度	後見	保佐	補助
平成29年度	2	1	0
平成30年度	5	0	0
令和元年度	3	0	0

第3項 地域連携のネットワーク構築

本市における権利擁護の支援や成年後見制度の利用促進をより推進するために、進捗管理やコーディネート等を行う機関の設置が必要となります。

そのため、成年後見制度に関する中核機関等の設置も視野に入れ、体制整備に努めます。



資料編



用語集

ア行

- ・アクティブシニア

主に定年退職後の人を指し、趣味やボランティア等、様々な活動に意欲的で元気な高齢者のこと。

- ・新しい生活様式

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために、一人ひとりが感染防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いや、「3密（密集、密接、密閉）」を避ける等の対策を取り入れた生活様式のこと。

- ・SNS

「Social Networking Service」の略称で、登録した利用者同士が交流できるオンラインの会員制サービスのこと。

- ・NPO 法人

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体の総称。特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得ることができるようになった。

カ行

- ・ゲートキーパー

心理、社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人等、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

- ・権利擁護

認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人が、様々な局面で不利益を被ることのないように支援すること。

また、その人の生き方を尊重し、自分の人生を歩めるようにする、という自己実現に向けた取り組みのこと。

- ・子ども家庭総合支援拠点

子育て家庭と妊産婦等を支援するため、児童相談所や子育て世代包括支援センター等、関係機関と情報共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行う支援拠点のこと。

サ行

- ・自主防災組織

自治会等において、地域住民によって自主的に結成された防災組織であり、災害による被害の防止・軽減のための活動を行う組織のこと。

- ・児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律で、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による児童（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為と定義されている。

- ・生活困窮者自立支援事業

様々な理由により困難を抱え、生活に困窮し最低限度の生活を維持することができなくななるおそれのある人に対し、個々の状況に応じた支援を行い自立の促進することを目指した事業。

- ・生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能の担う人のこと。

タ行

- ・地域共生社会

人口減少や少子高齢化等の社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

- ・地域福祉

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力し合い、地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

・地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、地域において住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供される仕組みのこと。

・地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の総合的なケアマネジメントを担う中核機関のこと。

・DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等、親しい人間関係にある、またはあった者からの暴力のことをいい、DVと略される。殴る、蹴るといった身体的なものだけでなく、経済的・精神的・性的なもの等、様々な形で身近に存在する。

ナ行

・認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。自治体等が実施する認知症サポーター養成講座を受講することで認知症サポーターになることができる。

ハ行

・パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に生かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

・バリアフリー

高齢者や障がいのある人だけでなく、すべての人にとて日常生活の中に存在するあらゆる障壁を除くこと。また、社会参加の障壁となる物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なバリアの除去の意味でも用いられている。

マ行

・まほろばあいサポート運動

奈良県が平成25年8月から取り組んでいる、障がいの有無にかかわらず、誰もが暮らしやすい共生社会を実現することを目指した運動。

・民生委員・児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき厚生労働大臣より委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。

民生委員は、地域住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。また、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務している。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。

ヤ行

・要配慮者

平成25年6月の災害対策基本法の改正から使われるようになった用語で、災害時に高齢者、障がいのある人、乳幼児、その他の特に配慮を要する人。

計画策定の過程

実施／開催時期	内容
第1回 葛城市地域福祉計画等策定委員会 令和元年11月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画の現状について ・葛城市地域福祉計画策定に関するスケジュールについて
令和2年2月6日(木) ～令和2年2月20日(木)	葛城市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた市民アンケート調査の実施
第2回 葛城市地域福祉計画等策定委員会 令和2年3月30日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・葛城市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定に向けた市民アンケート調査の報告（速報）について ・団体ヒアリングの報告について ・庁内ヒアリングの報告について ・令和2年度のスケジュール（案）について
地域福祉計画等策定に係るまちづくり懇談会①	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画等の説明 ・アンケート結果の説明 ・懇談会
第3回 葛城市地域福祉計画等策定委員会 令和2年8月6日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後のスケジュールについて ・計画策定に向けた市民アンケート結果の報告について ・まちづくり懇談会等の報告について ・計画骨子案の検討
地域福祉計画等策定に係るまちづくり懇談会②	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画について ・懇談会
地域福祉計画等策定に係るまちづくり懇談会③	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画について ・懇談会
第4回 葛城市地域福祉計画等策定委員会 令和3年1月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉計画等の素案の検討 ・パブリックコメントの実施について
令和3年●月●日(●) ～令和3年●月●日(●)	パブリックコメント

葛城市地域福祉計画策定委員会設置要綱

○葛城市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成31年3月29日

告示第66号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく葛城市地域福祉計画(以下「地域福祉計画」という。)を策定するため、葛城市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の点検及び評価に関すること。
- (3) その他地域福祉計画に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、市議会議員、学識経験を有する者、保健医療関係者、福祉関係者、市民から公募した者その他市長が特に必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期については、その前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集される会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、第3条に規定する委員のほか、必要な者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

葛城市地域福祉計画等策定委員

	氏名	所属
1	澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
2	川村 優子	市議会代表
3	仲嶋 延光	区長会代表
4	山本 忠彦	医師会会長
5	奥田 善啓	民生児童委員連合会代表
6	小島 和彦	福祉団体代表（手をつなぐ育成会代表）
7	橋本 侑子	ボランティア連絡協議会会长
8	布施 隆教	保育協議会会长
9	松本 美佳	PTA協議会代表
10	田中 敏幸	社会福祉協議会事務局長
11	米田 恵子	ワーキンググループ新庄地区代表
12	池田 隆	ワーキンググループ當麻地区代表
13	和田 純一	一般公募
14	西川 裕美	一般公募

葛城市地域福祉計画 葛城市地域福祉活動計画

発行年月：令和3年3月

発行：葛城市社会福祉課・葛城市社会福祉協議会

〒639-2164 奈良県葛城市長尾85番地

葛城市社会福祉課 Tel 0745-44-5103

葛城市社会福祉協議会 Tel 0745-48-3373
